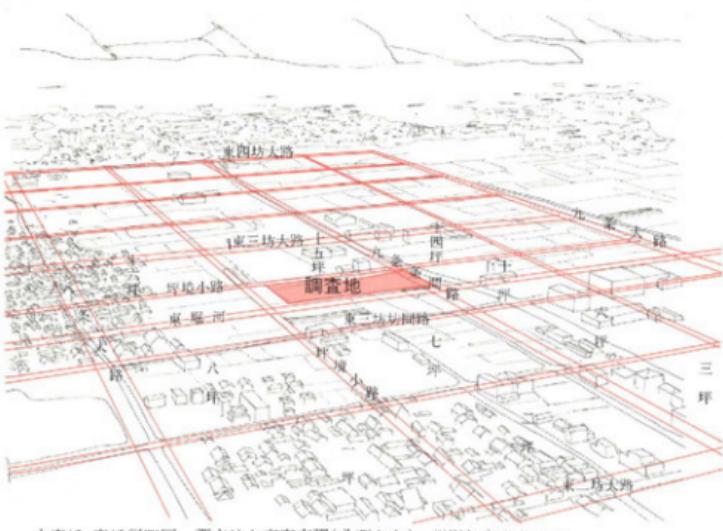


# 平城京左京九条三坊十坪

## 発掘調査報告

奈良国立文化財研究所編

1986・3



内表紙 表紙説明図 調査地と京東南隅(北西から) 撮影年時1982.12.7

卷首圖版



SE3615出土綠釉壺 現寸大

# 平城京左京九条三坊十坪

## 発掘調査報告

奈良国立文化財研究所編

1986・3

## あ い さ つ

奈良県下における近年の宅地等による開発はめざましいものがあります。とくにその大半が奈良市域に入る平城京については、開発申請件数が年間500件にも及ぶ状態にあり、しかも比較的大規模な面積の開発が増加してきております。国・県・市の三者が協力して対処してもなお充分に対応しきれません。しかし、一方、開発に伴う事前発掘調査の結果、大きな学術成果があがっていることも事実であります。今回、奈良国立文化財研究所に依頼して調査していただいた、株式会社「菱食」の配送センター建設に伴う事前調査も、このようなものの一つであり、本報告書にみるような、平城京における宅地の新しい事例をはじめ重要な成果をみております。とくに本調査地が、從来調査例の少ない平城京南端部でありながら、古代の町の実態を正しく知る上で大変貴重な資料を得たことは、埋蔵文化財の調査、保存対策の重要性を示すものであります。

折りしも今年度は、県制100周年を記念するシルクロード博を、きたる昭和63年度に特別史跡平城宮跡で開催する計画が進められております。文化財の有意義な保存と活用を謳うこのイベントを通して、奈良県としても一層、遺跡の保存と活用に力を入れる必要を痛感しております。今後とも調査体制等の充実をはかってまいる所存でありますので、奈良国立文化財研究所をはじめ関係機関等の御指導、御協力をお願いする次第であります。

今回の発掘調査に際して株式会社「菱食」をはじめ、関係の方々に多大の御協力をいただきました。ここに深く感謝致します。

昭和61年3月31日

奈良県教育委員会教育長

植田俊治

## 目 次

	頁
I 序 章 .....	1
II 遺 跡 .....	3
III 遺 構	
1. 条坊遺構.....	5
2. 十坪の遺構.....	6
IV 遺 物	
1. 土器・土製品.....	14
2. 瓦.....	36
3. 木製品.....	37
4. 金属製品・石製品.....	42
V ま と め	
1. 条坊復原と坪内区画施設.....	43
2. 十坪の建物配置と時期区分.....	47
3. 小規模宅地の建物構成—月借銭解の再検討を通じて—.....	51
4. 年輪年代法による井戸枠の年代推定.....	56
5. 結 語.....	57

## 図版

表紙 調査地周辺の現状	PL. 12 堀・坪内道路
巻首図版 S E3615出土縁軸亞	PL. 13 条坊遺構
PL. 1 調査地全景	PL. 14 井戸 I
PL. 2 調査地周辺航空写真 I	PL. 15 井戸 II
PL. 3 調査地周辺航空写真 II	PL. 16 土器 I
PL. 4 I区北半部航空写真	PL. 17 土器 II
PL. 5 I区南半部航空写真	PL. 18 土器 III (完形の壺)
PL. 6 I区全景	PL. 19 土器 IV (墨書き土器)
PL. 7 I・II区全景	PL. 20 木製品 I
PL. 8 II区北半部遺構	PL. 21 木製品 II
PL. 9 建物 I	PL. 22 金属製品・石製品・井戸枠
PL. 10 建物 II	PL. 23 月借銭解 I
PL. 11 建物 III	PL. 24 月借銭解 II
	PL. 25 月借銭解 III

## 挿図

真

内表紙 表紙説明図	fig.17 S E3720出土土器実測図	26
fig.1 調査位置図	fig.18 S E3755出土土器実測図 I	26
fig.2 平城京条坊図	fig.19 S E3755出土土器実測図 II	27
fig.3 発掘風景	fig.20 S E3765出土土器実測図	29
fig.4 調査地周辺図(昭和37年)	fig.21 S K3640出土土器実測図 I	31
fig.5 調査地周辺図(昭和58年)	fig.22 S K3640出土土器 II・施釉陶器・七	
fig.6 発掘区名	馬実測図	33
fig.7 I区北壁上層図	fig.23 墨書き土器実測図	34
fig.8 九条条坊路北側溝土層図	fig.24 淀生土器実測図	35
fig.9 I区遺構配置図	fig.25 S B3739柱穴出土土器実測図	36
fig.10 井戸実測図 I	fig.26 出土木製品実測図 I	39
fig.11 井戸実測図 II	fig.27 出土木製品実測図 II	40
fig.12 S D2352出土土器実測図 I	fig.28 出土木製品実測図 III	41
fig.13 S D2352出土土器実測図 II	fig.29 出土金属製品実測図	42
fig.14 S D3701・3703・3706出土土器実測 図	fig.30 条坊復原概念図	43
fig.15 S E3615出土土器実測図 I	fig.31 遺構変遷図	49
fig.16 S E3615出土土器実測図 II	fig.32 宅地復原想像図	54

## 表

tab. 1 建物規模・窓	11	tab. 4 宅地面積表	46
tab. 2 I坪復原座標	44	tab. 4 月借銭解の小規模宅地	51

## 例　　言

1. 本書は、奈良国立文化財研究所が、奈良県教育委員会の委嘱を受けて、奈良市東九条町418-1他において実施した発掘調査の報告である。
2. 調査は、株式会社「麦食」の配達センター建設に先立つ事前調査として実施した。調査期間は、4月22日～7月25日で、調査面積は、約2300m<sup>2</sup>である。
3. 調査は、当研究所平城宮跡発掘調査部（部長岡田英男）が担当した。調査員は、岩永省三、高瀬要一、田辺征夫、橋本義則、松本修自、毛利光俊彦の6名で、補助員として、横浜国立大学大学院生、三井敏也、SYLVIA WIJAYAの2名が参加した。
4. 調査にあたっては、株式会社「麦食」（大阪支店長吉川清六）と、三菱建設株式会社ならびに奈良県教育委員会の協力を得た。
5. 本書の作成は、部長岡田英男の指導のもとに以下の者があたり、執筆者全員の討議を経たものである。I・II・IV-1・V-5 田辺征夫、III-1・V-1 高瀬要一、III-2 毛利光俊彦、高瀬要一、岩永省三、松本修自、IV-2・V-2 毛利光俊彦、IV-3・4 岩永省三、V-3 橋本義則 V-4 光谷拓実。遺物の実測・浄書は、広島大学大学院生 小池やよい、奈良大学生、葉敦子、齋藤智美、京都大学大学院生、玉田芳英、遺構図浄書について奈良女子大学生、辻香織、宇都宮民が協力した。
6. 遺構・遺物の写真は、主に佃幹雄が担当し、一部を八幡扶桑があたった。
7. 本書の編集は、田辺征夫が担当した。
8. 本書の作成にあたり、奈良市教育委員会より調査地周辺の航空写真、奈良市都市計画課より都市計画図 1/2500 の提供を受けた。また宮内庁正倉院事務所より「正倉院宝物」正倉院文書中「月借銭解」の写真掲載許可を得た。

# I 序 章

**調査の経過と概要** 本調査は、奈良市東九条町418-1他における株式会社「菱食」の配達センター新築工事に伴う事前調査として実施したものである。昭和60年2月5日付で奈良市教育委員会文化財課に埋蔵文化財発掘届出書が提出され、これにもとづいて奈良県、奈良市と奈良国立文化財研究所のあいだで協議が開始された。協議の結果、奈良県教育委員会の依頼により、奈良国立文化財研究所が発掘調査を担当することとなった。

開発行為にかかる範囲は、敷地面積6809.99m<sup>2</sup>、建物1633.75m<sup>2</sup>である。調査は主に建物部分を中心に約2300m<sup>2</sup>の範囲で実施した。調査地にはすでに周囲の擁壁と0.6~1.1mの盛土がなされており、この盛土と旧耕土・床土を除去する目的で、昭和60年4月22日に重機による掘削を開始した。調査期間は、7月25日に終了するまでの約3ヶ月間である。

調査は、当初好天に恵まれ順調に進んだが空撮から測量にかかる6月後半に至って、ほとんど一日おきに降る雨のため、作業が遅延しなくなり、遺構面も荒れてしまった。結局空撮は、3度目にしてようやく実施できるという有様であった。

検出遺構は、九条条間路と北側溝、南北坪境小路と両側溝、十坪内の区画施設と5期の変遷のわかる建物、など多数であった。とくに32分割宅地の存在を確認した意義は大きい。本調査地が、東堀河で東西に二分された坪の東側にあたり、東堀河に隣接しているため、その東岸の一部が検出できる可能性を考えていたが、結果的には東堀河は少し西へ寄った位置であることがわかった。東堀河に二分された坪の東側の発掘例としては、昭和50年に調査された平城京左京八条三坊九坪がある。この時は、調査範囲が、今回とは逆に東の南北小路寄りに限られているため、堀河と坪との間の施設を確認できていない。今回もまたこの点での解明を果たすことはできなかった。



fig. 1 調査地位置図

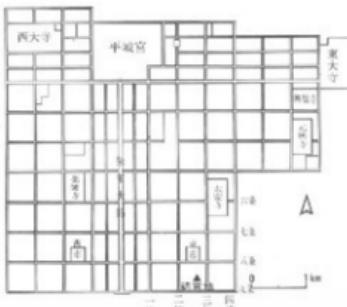


fig. 2 平城京条坊図

## 発掘調査日誌



1. II区南半の遺構検出



2. SE3615の発掘

fig. 3 発掘風景

- 4.18木 晴 発掘区設定のため繩張り。  
重機による掘削をⅠ区より開始。
- 4.22月 晴 基準点の振り込みを行う。
- 4.30火 晴 重機掘削と併行して遺構検出開始。
5. 1木 晴 連休に備え 危険防止のため周囲にトラロープを張る。
5. 8水 晴 重機はⅡ区からⅠ区に入る。
- 5.10金 熟 Ⅰ区の重機掘削終了し、Ⅱ区の掘削を開始する。
- 5.15水 晴 奈良県・養食と打ち合わせ。
- 5.21木 晴 長市幼稚園・小学校に、子供の現場立入り禁止の注意を要請。
- 5.22木 晴 S D3701から2彩繪小壺出土。  
耕作用小溝が多く、深くなってきたため遺構検出に手間どる。
6. 6木 晴 Ⅰ区の第1回目の遺構検出終了。
- 6.10木 晴 Ⅰ区の遺構検出開始。
- 6.20木 晴 井戸S E.3615上層より完形の綠釉小壺出土。
- 6.27木 熟 Ⅰ区の遺構検出終了。写真撮影。
- 6.29月 雨 現地説明会。大雨の中、約50名。
- 7.10木 熟 空撮終了。地上写真。
- 7.16火 晴 だめ押し開始。
- 7.25木 晴 完全終了。撤収。



fig. 4 調査地周辺図(昭和37年)

## II 遺 跡

**遺跡の概観** 遺跡地は、平城京の条坊呼称では、左京九条三坊十坪にあたる。(fig. 2) この坪は、東は東三坊大路より1筋西の南北小路、西は三坊坊間路、南は九条条間路、北は八条大路より1筋南の東西小路により画されるが、中央を貫流する東堀河によって東西に二分された区画になっている。

遺跡地のあたりは、fig. 4 と fig. 5 や PL. 2 と PL. 3 を比較してもわかるように、すでに宅地化が相当進行していて周辺には建物や工場が建て込んできている。しかし調査地の西、北、東北の各隣接地や、南の道路をはさんだ南方一帯には、まだ水田が残っている。水田面の比高からみるとこのあたり一帯は標高57.5mの微地形で、南に行くに従って徐々に下がっている。

北方約200mの集落は、平城京東市推定地の一部がかかる辰市の集落にあたるが、現在東九条町地番になっている。南方へは同じく約250mほどで、平城京の南京極になる。

本調査地近辺での発掘調査例は、これまでのところあまり多くない。直接関連するものとしては、昭和57年に、奈良国立文化財研究所が行った東堀河の調査がある。これは本調査地の西南隣接地にあたり、駐車場建設に伴う事前調査として実施されたものである。この調査では、東市から南流してくる東堀河の本体の一部と、九条条間路に架かる橋脚の一部が検出された。

これ以外の調査例としては、北方の東市推定地内で奈良市教育委員会が継続調査を実施しているほか、左京九条三坊三坪内の工場建設に伴う事前調査と、県道新設に伴う九条大路の一連の調査がある。(注3)(注4)

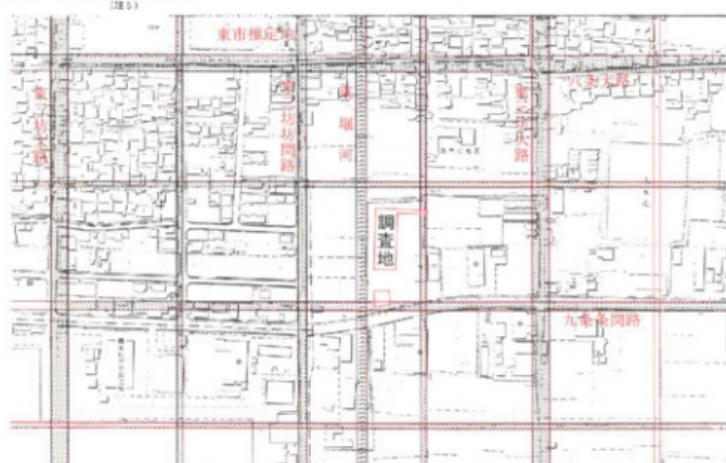


fig. 5 調査地周辺図(昭和58年)

**発掘区の設定** 発掘区は、敷地の西側、推定東堀河の東岸沿いに25m×70mの南北発掘区を設定し、北端からは、南北小路をみつけるために幅5m、長さ33mの東西トレンチを枝状に延ばした。これとはやや離れて南に、九条条間路を検出するため19m×19mのトレンチを敷地西南隅に設定した。発掘区名は、南よりⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区とする。

**基本的層序** 敷地全体にはすでに0.6~1.1mの盛土と擁壁がされていて、盛土を除去して耕土となる。床土は、灰色粘質細砂と茶褐土の2層あり、床土の下に灰褐砂質粘土が、0.1~0.2mの厚さで堆積している。灰褐砂質粘土中には、瓦器、土師器、須恵器などの遺物を含む。灰褐砂質粘土は、遺物をとりあげる際は、「灰褐土」としている。灰褐砂質粘土直下で地山となる。旧耕土上面からは約0.6mの深さである。地山は、黄褐色系の砂質粘土もしくは、粘質砂土を基本としており、ところにより黄褐色、茶褐色などを呈す。また南北方向に流れる旧流路との関係で、黒灰粘土や灰色砂がベースとなるところもある。特にⅡ区南3分の1の範囲は、灰褐色粘質粗砂が全体に摂がっている。Ⅰ区では、黄灰褐色系の粘土である。

調査区全域にみられる東西・南北方向の耕作用小溝の大半は、灰褐砂質粘土中から掘り込まれているが、地山面からのものも多少みられる。奈良時代の遺構と弥生時代の遺構はいずれも地山面で検出した。(fig. 7 参照)

- (註1) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976  
(註2) 奈良国立文化財研究所編『平城京東堀河 左京九条三坊の発掘調査』1983  
(註3) 奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査』Ⅰ~Ⅲ 1983~1985  
(註4) 奈良国立文化財研究所『昭和57年度 平城宮跡発掘調査部 発掘調査概報』1983  
(註5) 奈良国立文化財研究所編『平城京九条大路』1981



fig. 6 発掘区名

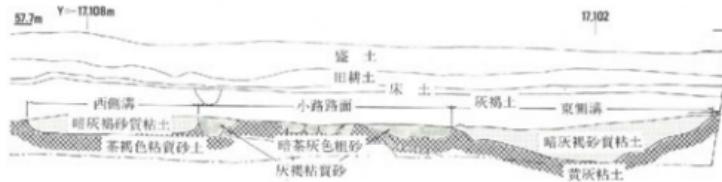


fig. 7 Ⅲ区北縁上層図(十・十五坪坪境小路)

### III 遺構

#### 1. 条坊造構(PL. 13、折り込み図)

平城京の条坊造構として、九条条間路1条および十・十五坪の坪境小路1条を検出した。  
**九条条間路(SF2351、SD2352)** I区南辺部にある東西方向の道路とその北側溝である。道路路面(SF2351)は延長17m分確認したが、これは九条条間路の北半部にあたる。現存する路面上には大きな土壠、後世の耕作溝数条、性格不明のピット、浅い皿状の凹みなどがあり、路面らしからぬ様相を呈しているが、これらを除いた本来の路面は平坦である。残存する路面上には砂利敷などの舗装の痕跡はない。

北側溝(SD2352)は本調査区外の西約8mのところを南流する東堀河に流入する素掘りの東西溝である。東堀河との合流点、つまり西へ行くにしたがい溝はひろがる。調査区東壁で幅1.3m、深さ0.7mであったものが、中央部では幅3m、深さ0.95mに広がり、ほぼ同じ規模で西流するが、調査区西壁から東へ5m付近で大土壠(SK3618)によって溝の上部は破壊され、調査区西壁では溝底部を残すのみとなる。溝の堆積は上下2層に分かれる。上層およびSK3618出土の土師器に9世紀末頃のものがあり、廃絶時期を示す。(fig. 8)。

北側溝の北岸をえぐるような形で北から流入する溝(SD3621)がある。北岸から2.5mのあたりからはじまり、北側溝に向って急激に落ち込む。幅約1mの素掘り溝であるが、北側溝に対してやや斜め方向から流れ込む。溝に暗渠の痕跡は残存しないが、北側溝の北に沿う築地堀が存在した可能性がある。(PL. 13-1)

**十・十五坪坪境小路(SF3800)** III区東端部で検出した南北方向の道路である。検出した道路延長は3mにすぎないが、この範囲内では路面幅は約3mであり、その東西に素掘りの側溝を伴う。(fig. 7) 西側溝(SD3801)は幅2m、深さ0.2m、東側溝(SD3802)は幅3.1m、深さ0.45mである。幅・深さとともに東側溝の方が大きい。調査地周辺の現地形が東から西へ向って緩やかに傾斜しているところから、当時も同様に東が高く、この小路に東接する十五坪方面からの排水は、その多くが東側溝に流入しており、結果的に東側溝が広がったのではないかと考えられる。両側溝間心ヶ距離は5.5mを測る。(PL. 13-2)



fig. 8 九条条間路北側溝土層図

## 2. 十坪の遺構(PL. 1、4~12、fig. 9、10、11、折り込み図)

主な遺構としては、掘立柱建物40棟、掘立柱塙14条、井戸4基、土壙3基、道路3条、溝7条がある。遺構は後世の削平を相当受けている、建物や塙の柱穴は概して浅く、遺存しないものもある。遺構の年代は、大半が奈良時代であるが、一部は平安時代に下る。

### A. 建物・塙(fig. 9)

**S B3616** I区東辺で検出した3間×推定2間(5.7m×推定3.6m)の南北棟建物である。南妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間6尺、端間各6.5尺、梁行が6尺である。

**S B3617** I区西辺で検出した3間分(5.1m)の柱列で、南北棟の東側柱列と考える。桁行の柱間は中央間5尺、端間各6尺である。

**S B3648** I区北辺で検出した1間以上×2間(1.5m以上×2.7m)の南北棟建物である。柱間は桁行が5尺、梁行が4.5尺。柱彫形も小さく、ごく小規模な建物であろう。

**S B3660** II区東南部で検出した2間×2間(3.0m×3.0m)の方形建物である。北西隅の柱穴は遺存しない。柱間は桁行・梁行ともに5尺。北東隅の柱穴は深さが0.4mあり、径約10cmの柱痕跡がある。

**S B3661** S B3660の南で検出した2間分(3.9m)の柱列で、南北棟の北妻と考える。梁行の柱間は6.5尺である。

**S A3662** II区南部で検出した東西塙である。柱穴は遺存しないものもあるが、10間(21.6m)以上になる。柱間は7尺が基本であるが、西端と西から3間目は8尺とやや広い。一部の柱穴には径約20cmの柱痕跡がある。

**S B3663** II区南半部で検出した2間×2間(3.6m×2.7m)の南北棟建物である。北妻及び東側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が6尺、梁行が4.5尺である。

**S B3665** II区南半部で検出した梁行2間(3m、5尺等間)の東西棟建物である。桁行(総長4.8m)の柱間は南と北で異なる。南側は3間で東から5尺、5尺、6尺、北側は2間で東が7尺、西が9尺と広い。西の9尺間は扉口にあたろう。

**S B3666** II区南半部の東辺で検出した2間分(3.0m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は5尺、桁行の規模・柱間は不明である。

**S B3667** S B3666の北で検出した2間分(3.6m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は6尺、桁行の規模・柱間は不明である。柱穴には径20~25cmの柱痕跡がある。

**S B3668** S B3667の北で検出した2間分(4.2m)の柱列であり、東西棟建物の西妻と考える。梁行の柱間は7尺、桁行の規模・柱間は不明である。(PL. 9-2)

**S B3669** S B3668と重複する1間以上×2間(1.8m以上×3.9m)の東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が6.5尺である。西南隅の柱穴は深さが0.4mあり、径約15cmの柱痕跡がある。(PL. 9-2)

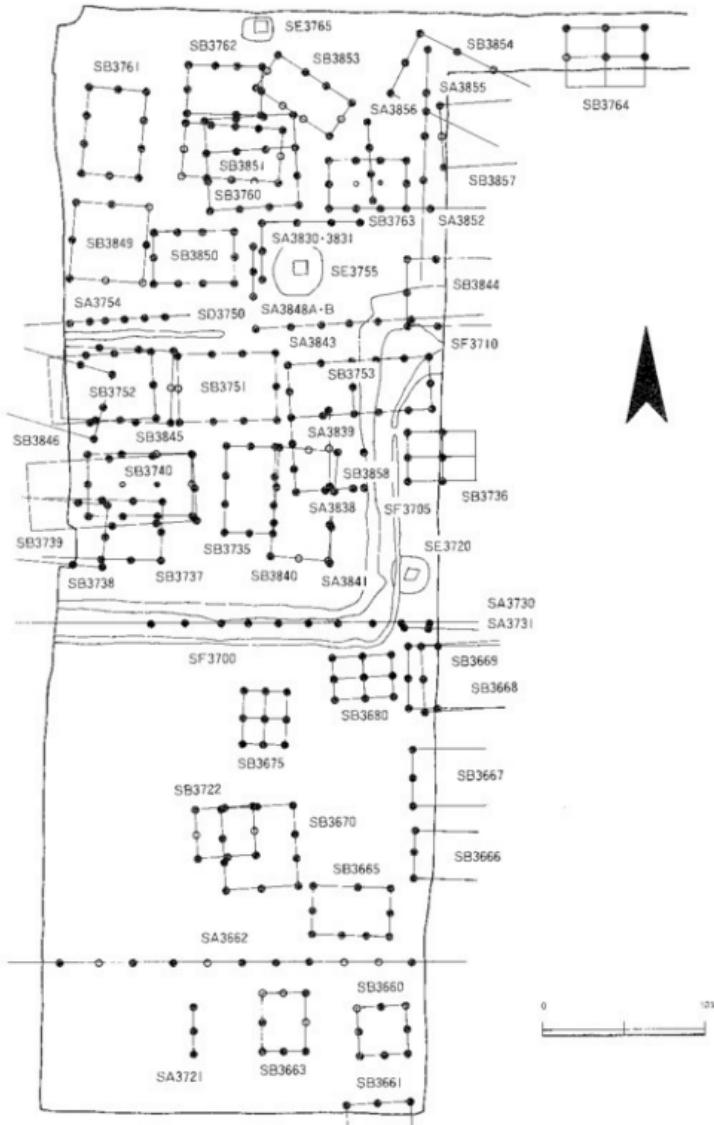


fig. 9 II区構造配置図

**S B 3670** II区南半部のほぼ中央で検出した3間×2間(5.1m×4.5m)の南北棟建物である。柱間は桁行が中央間5尺、端間各6尺、梁行が7.5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後あり、この地区では大きいが、深さが0.4m程しかない。大部分の柱穴には柱痕跡(径20~25cm)あるいは柱抜取り痕跡があり、一部に柱根片が残る。(PL. 9-1)

**S B 3675** II区南半部の北寄りで検出した2間×2間(3.3m×2.7m)の南北棟建物であり、床束を伴なう。柱間は桁行が5.5尺、梁行が4.5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後、深さ0.4~0.7mで、ほぼすべてに柱痕跡(径20~25cm)あるいは柱抜取り痕跡がある。床束の掘形は小さい。(PL. 9-3)

**S B 3680** S B 3675の北東で検出した2間×2間(3.6m×2.7m)の南北棟建物。柱間は桁行が6尺、梁行が4.5尺。柱掘形は一辺0.5~0.6m、深さ0.3m前後であるが、中央の柱掘形は一辺約0.8mと大きく、深さも0.5m程ある。柱痕跡は径約15cm。(PL. 9-2、3)

**S A 3721** II区南辺で検出した2間(3.0m)の南北堀である。柱間は5尺である。

**S B 3722** II区南半部のほぼ中央で検出した推定2間×2間(3.6m×3.0m)の方形に近い東西棟建物である。両妻柱とも柱穴は遺存しない。柱間は桁行が6尺であり、梁行が5尺と考える。柱穴がS B 3670の柱穴と重複し、それより新しくなる。(PL. 9-1)

**S A 3730** II区の中央部で検出した東西堀である。柱穴は遺存しないものがあるが、9間(17.4m)以上になる。柱間は不揃いで、東から3間目と西端3間分が7尺、他が6尺である。柱掘形は深さ0.2~0.4mと浅い。径15~20cmの柱痕跡がある。(PL. 12-1)

**S A 3731** S A 3730の東端やや南寄りで検出した1間(1.5m、5尺)以上の東西堀。

**S B 3735** II区北半部の南寄りで検出した3間×2間(5.4m×3.0m)の南北棟建物である。南妻柱と東側柱の北から2間目の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が6尺、梁行が5尺である。

**S B 3736** S B 3735の東で検出した1間以上×2間(2.1m以上×3.0m)の南北棟建物である。柱間は桁行が7尺、梁行が5尺である。桁行は2間の可能性が強い。

**S B 3737** S B 3735の西で検出した2間以上×2間(3.6m以上×3.6m)の東西棟建物である。柱間は桁行・梁行ともに6尺。柱掘形は一辺0.8m前後と大きく、深さも0.7mほどある。柱痕跡は径20~25cm。(PL. 10-1)

**S B 3738** S B 3737と重複する1間以上×2間(1.8m以上×3.9m)の東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が6.5尺。隅の柱掘形はやや大きく、径20cm程の柱痕跡がある。柱穴の重複からS B 3737より新しくなる。(PL. 10-1)

**S B 3739** S B 3737・3738と一部重複する2間以上×2間(5.1m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から8尺、9尺、梁行が7尺である。柱掘形は一辺0.6m前後、深さ0.4~0.6m。柱痕跡は径15~25cm。(PL. 10-2)

**S B 3740** S B 3739と重複する3間×2間(6.3m×3.9m)の東西棟建物である。東妻柱と北側柱の東から1間目の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が7尺、梁行が6.5尺である。柱

掘形は0.1~0.2mと浅いものが多いが、南側柱の東から1間目の柱掘形は土壤の上にあるためか深さが0.5m程ある。これには径約15cmの柱痕跡がある。柱穴の重複からS B3739より新しくなる。(PL. 10-2)

**S B3751** II区北半部のほぼ中央で検出した3間×2間(6.0m×4.2m)の東西棟建物である。西妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間6尺、端間各7尺、梁行が7尺である。柱痕跡は径約20cm。

**S B3752** S B3751の西で検出した2間以上×2間(4.1m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から7.5尺、8尺、梁行が7尺である。(PL. 10-3)

**S B3753** S B3751の東で検出した5間×2間(6.9m×3.3m)の東西棟建物である。柱間は梁行が5.5尺であるが、桁行が東から5尺、6尺、5尺、6.5尺、6.5尺と不揃である。東から3間目に間仕切りの柱穴がある。柱痕跡は径20cm前後で、東南隅の柱掘形には石の礎板を据えている。

**S A3754** II区北半部のほぼ中央で検出した東西塀で、5間(5.7m)以上になる。柱間は4尺が基本であるが、西から2間目は3尺とさらに狭い。

**S B3760** II区北辺で検出した3間×3間(5.4m×5.7m)の北廂付き東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が身舎6尺、廂7尺である。柱掘形は一辺0.7m前後とこの地区では大きいが、深さ0.1~0.4mとかなり削平されている。(PL. 11-2)

**S B3761** S B3860の西で検出した3間×2間(5.4m×3.6m)の南北棟建物である。柱間は桁行・梁行ともに6尺である。柱掘形は一辺0.7m前後、深さ0.2~0.5m。大部分の柱穴には柱痕跡(径約25cm)もしくは柱抜取り痕跡がある。(PL. 11-1)

**S B3762** S B3760・3851と一部重複する3間×2間(4.5m×3.0m)の東西棟建物である。南側柱の東から2間目の柱穴は遺存しない。本来、柱穴がなく扉口として広くしていたのかもしれない。柱間は桁行・梁行ともに5尺である。柱掘形は一辺0.7m前後と大きいが、深さ0.2~0.4mとかなり削平されている。柱痕跡は径約25cm。柱穴の重複からS B3760・3851より古くなる。

**S B3763** S B3760の東にある3間×2間(4.8m×3.0m)の東西棟建物。床束を伴なう。柱間は桁行が中央間5尺、端間各5.5尺、梁行が5尺。柱痕跡は径約15cm。(PL. 11-3)

**S B3764** III区で検出した2間×推定2間(4.2m×推定3.6m)の総柱の東西棟建物である。柱間は桁行が8尺であり、梁行が6尺と考える。柱掘形はかなり小さい。

**S A3830-3831** II区北半部のほぼ中央部で検出した、鍵の手に曲折する塀である。東西塀S A3830は3間(6.0m)で、柱間が東から6尺、7尺、7尺、南北塀S A3831は2間(3.6m)で、柱間が6尺である。

**S A3838-3839** II区北半部の南寄りで検出した、鍵の手に曲折する塀である。東西塀S A3838は2間(3.6m)で柱間が6尺、南北塀S A3839は2間(3.0m)で柱間が5尺である。

**S B3840** S A3838・3839、S B3735と重複する3間×推定2間(6.9m×3.6m)の南北

棟建物である。両妻柱とも柱穴は遺存しない。柱間は桁行が北から8尺、8尺、7尺であり、梁行が6尺と考える。柱穴の重複からS B3735、S A3841より新しくなる。

S A3841 S B3753・3840及びS A3838と重複する推定4間(9.3m)の南北廻である。北から2間目の柱穴は遺存しない。柱間は8尺に復原できる。柱穴の重複からS B3840、S A3838より古くなる。

S A3843 II区北半部のほぼ中央で検出した東西廻で、5間(9.6m)以上になる。柱間は中央3間が6尺、他が7尺とやや不揃いである。S D3706と重複し、それよりも新しくなる。S D3706上の柱掘形にはいずれも石の礎板を据えている。

S B3844 S A3843及びS D3706と重複する1間以上×2間(1.8m以上×4.2m)の東西棟建物である。柱間は桁行が6尺、梁行が7尺である。S D3706より新しい。これと重複する部分の柱掘形には石の礎板を据えている。

S B3845 II区北半部の西辺で検出した2間以上×推定2間(4.5m以上×4.5m)の東西棟建物。東妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が東から7尺、8尺であり、梁行が7.5尺と考える。柱穴がS B3752の柱穴と重複しており、それより新しくなる。(PL. 10-3)

S B3846 S B3752・3845と重複する1間以上×2間(2.1m以上×4.2m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。柱間は桁行ともに7尺である。

S A3848A・B II区北半部のほぼ中央で検出した2間の南北廻である。建替えがあり、S A3848Aは総長3.0mで柱間5尺、S A3848Bは総長2.7mで柱間4.5尺である。

S B3849 II区北半部の西辺で検出した2間×2間(4.8m×4.5m)の方形に近い南北棟建物である。柱穴は深さ0.1m程と浅く、北東隅、東南隅及び南妻柱の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が8尺、梁行が7.5尺である。

S B3850 II区北半部のほぼ中央で検出した3間×2間(5.0m×3.3m)の東西棟建物である。柱間は桁行が東から6.5尺、5尺、5尺、梁行が5.5尺である。

S B3851 II区北辺で検出した3間×推定2間(6.0m×3.3m)の東西棟建物。両妻柱及び南側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が5尺、梁行が5.5尺である。(PL. 11-2)

S A3852 II区北半部の東辺で検出した1間(1.5m、5尺)以上の東西廻である。S B3763の南側柱に取り付く。

S B3853 II区北辺で検出した3間×推定2間(5.4m×2.4m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。両妻柱及び南側柱の一部の柱穴は遺存しない。柱間は桁行が中央間5尺、端間各6.5尺であり、梁行が4尺と考える。

S B3854 S B3853の東で検出した1間以上×2間(2.6m以上×4.2m)の東西棟建物であるが、建物の方位が北で東にかなり振れる。柱間は桁行が8.5尺、梁行が7尺。

S A3855 II区北半部の東辺で検出した3間(8.1m)以上の南北廻である。柱間は9尺。

S A3856 S A3855の西で検出した3間(約5.0m)の南北廻である。柱間は5.5尺。

S B3857 S A3855の東で検出した2個の柱穴で、東西棟建物の西妻と考える。妻柱の

柱穴は遺存しない。梁行は総長3.9m、2間で柱間6.5尺等間と考える。

**S B3658** S D3703西岸の南北2個の柱穴で、門と考える。柱間は7尺(2.1m)である。

### B. 坪内道路・溝

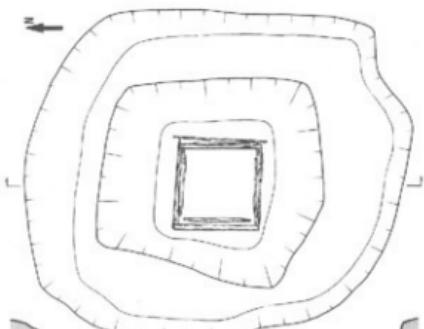
**S F3700・3705・3710** II区中央部で検出した直角に折れ曲る道路である。幅0.1~1.7mの狭小な路面とその両側溝からなる。調査区東方の坪境小路から分岐し、西へ延びた道路(S F3710)は、調査区東辺部で南に折れ、南北道路(S F3705)となり、約18mで再び西に折れ東西道路(S F3700)となる。(PL. 12-1, 2)

**S D3701、3702、3703、3704、3705、3706** 道路両側の溝はいずれも素掘りで、幅0.3~0.7m、深さ0.1~0.3m。北の角付近では両溝とも幅が拡がり浅い溜り状を呈する。

**S D3750** II区北半分中央にある素掘りの東西溝である。幅0.4~0.5m、深0.1~0.3m。S D3706の西延長上に位置する。同溝が南に曲がる角から西へ8mの地点から始まり西流する。その位置から坪内部を区画する溝である可能性が高い。

遺構番号	棟方向	規 模	廊	桁行m(尺)	梁行m(尺)	廊m(尺)	備 考
S B3616	南北	3×推定2		5.7(19)	推定3.6(12)		
S B3617	南北	3×推定2		5.1(17)			
S B3648	南北	1以上×2		1.5(5)以上	2.7(9)		
S B3660		2×2		3.0(10)	3.0(10)		
S B3661	南北	1以上×2			3.9(13)		
S B3665	南北	2×2		3.6(12)	2.9(9)		
S B3665	東西	3×2		4.8(16)	3.0(10)		
S B3666	東西	1以上×2			3.0(10)		
S B3667	東西	1以上×2			3.6(12)		
S B3668	東西	1以上×2			4.2(14)		
S B3669	東西	1以上×2		1.8(6)以上	3.9(13)		
S B3670	南北	3×2		5.1(17)	4.5(15)		
S B3679	南北	2×2		3.3(11)	2.7(9)		
S B3680	東西	2×2		3.6(12)	2.7(9)		
S B3722	東西	2×2		3.6(12)	3.0(10)		
S B3735	南北	3×2		5.4(17)	3.0(10)		
S B3736	東西	1以上×2		2.1(7)以上	3.0(10)		
S B3737	東西	2以上×2		3.6(12)以上	3.6(12)		
S B3738	東西	1以上×2		1.8(6)以上	3.9(13)		
S B3739	東西	2以上×2		5.1(17)以上	4.2(14)		
S B3740	東西	3×2		6.3(21)	3.9(13)		
S B3751	東西	3×2		6.0(20)	4.2(14)		
S B3752	東西	2以上×2		4.1(13.5)以上	4.2(14)		
S B3753	東西	5×2		6.9(23)	3.3(11)		
S B3760	東西	3×3	北廊	5.4(17)	5.7(29)	2.1(7)	
S B3761	南北	3×2		5.4(17)	3.6(12)		
S B3762	東西	3×2		4.5(15)	3.0(5)		
S B3763	東西	3×2		4.8(16)	3.0(10)		
S B3764	東西	2×推定2		4.2(14)	推定3.6(12)		
S B3840	南北	3×推定2		6.9(23)	3.6(12)		
S B3844	東西	1以上×2		1.8(6)以上	4.2(14)		
S B3845	東西	2以上×推定2		4.5(15)以上	4.5(15)		
S B3846	東西	1以上×2		2.1(7)以上	4.2(14)		
S B3849	南北	2×2		4.8(16)	4.5(15)		
S B3850	東西	3×2		5.0(16.5)	3.3(11)		
S B3851	東西	3×2		6.0(20)	3.3(11)		
S B3853	東西	3×推定2		5.4(16)	2.4(8)		
S B3854	東西	1以上×2		2.6(8.5)以上	4.2(14)		
S B3857	東西	1以上×推定2			3.9(13)		
S B3858	南北	1		2.1(7)			門

tab. 1 建物規模一覧

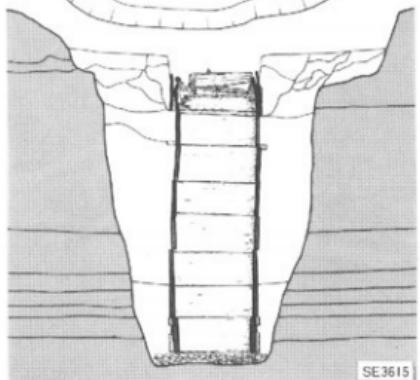


C. 井戸 (fig. 10, 11)

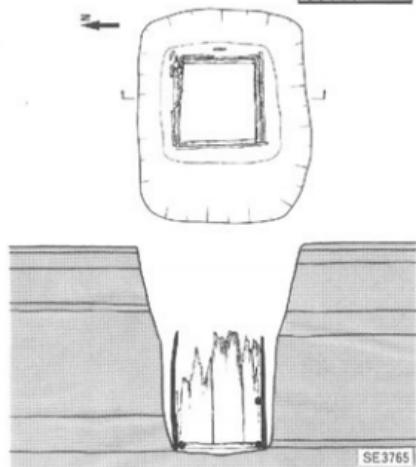
**S E3615 (PL. 15-1)** I区で検出。掘形は2段。上段は東西2.0m、南北3.4mの隅丸方形で深さ0.6m。下段は東西1.9m、南北2mの不整方形で、深さ2.5m。方形の井戸枠を据える。井戸枠は底から約2.2mの位置で後に継ぎ足している。当初からの井戸枠は横板組で7段積む。下から2段目以上は、板材を目違い納で井籠組にするが、最下段は木釘で平打付接にする。板の寸法は、長74~76cm、幅28~33cm、厚5cmで、組んだ内法は、最下段のみ一辺62cm、2段目以上は66~68cmである。継ぎ足した井戸枠は、横板組で裏に縦板をあてがう。横板は両端部を腐蝕で欠き、縦板も上部を欠く。東西は横板2枚・縦板3枚を用い、西・南・北面は横板1枚の上に角材2本を置き縦板1~4枚を用いる。内法一辺27cm、現存高39cm。当初の掘形から鉄釘、井戸枠内堆積土から平城宮Ⅲの土器や櫛・物指等の木製品、後補の井戸枠内埋土からは縁袖小壺を含む平城宮Ⅲ~Vの上器が出土した。

**S E3765 (PL. 14-2)** II区北端で検出。掘形は東西1.9m、南北1.5mの隅丸方形で、深さは1.9m。縦板組横棟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺77cmで、底部から1mほど残存する。枠は、隅柱を使用せず、横棟のみが側板を受ける簡単な構造。横棟は2段分が残り、丸棒を目違い納で組む。縦板は幅10~60cmで、各面の使用枚数は2~7枚である。埋土から平城宮Vの土器や曲物等の木製品が出土した。

**S E3755 (PL. 15-2)** II区北半部で検出。掘形は東西3m、南北3.2mの隅丸五角形で、深さは2.5m。縦板組横棟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺80cmで、底部から



SE3615



SE3765

fig. 10 井戸実測図 I

2 mほど残存する。枠は、隅柱を使用せず、横桟のみで側板を受ける簡単な構造。横桟は、下から1・2段が丸棒、3・4段が角材を目違い枠で組む。1・2段を直接重ねて井戸底に据え、2・3段間の東南入隅に角材を入れ支柱とする。縦板は、東・南・西面では幅10～50cmの板を3～9枚用い、その裏側にさらに板を当てて裏込めとする。北面では径約80cmの丸太を割った材を2枚立て、その裏側に幅10～20cmの板をあてる。掘形から平城宮Ⅲの土器、井戸枠内堆積土・埋土から平城宮V～VIの土器や畜串・櫛等の木製品が出土した。

**S E3720 (PL. 14-1)** II区東端で検出。掘形は径4 mの円形で、深さは1.85 m。縦板組隅柱横桟どめ方形井戸枠を据える。井戸枠は内法一辺65cmで、底部から1.6mほど残存する。枠は、四隅の柱にとりつけた横桟で縦板を保持する構造。隅柱は円柱で、横桟は2段分が残り、隅柱の枘穴にさし込んで組む。井戸底より15cmの所で隅柱の外側に接して目違い枠で組んだ横桟を1段置き、この上に縦板を乗せる。縦板は幅20～80cmで1～3枚用い、その裏側にさらに板を当てて裏込めしている。井戸底に径45cm、高30cmの曲物を据え水溜とする。掘形から平城宮Ⅲの土器、井戸枠内堆積土・埋土から平城宮Vの土器や木製品が出土した。

#### D. 土壙

**S K3618** I区南端で検出。径7×4 m以上で、S D2352より新しい。奈良時代～9世紀後半の土器が少量出土している。

**S K3640** I区北端で検出。径3×1 m以上で、平城宮Vの土器が多量に出土した。

**S K3717** II区で検出。径1.6×1.5 mで、弥生時代の土器が出土した。

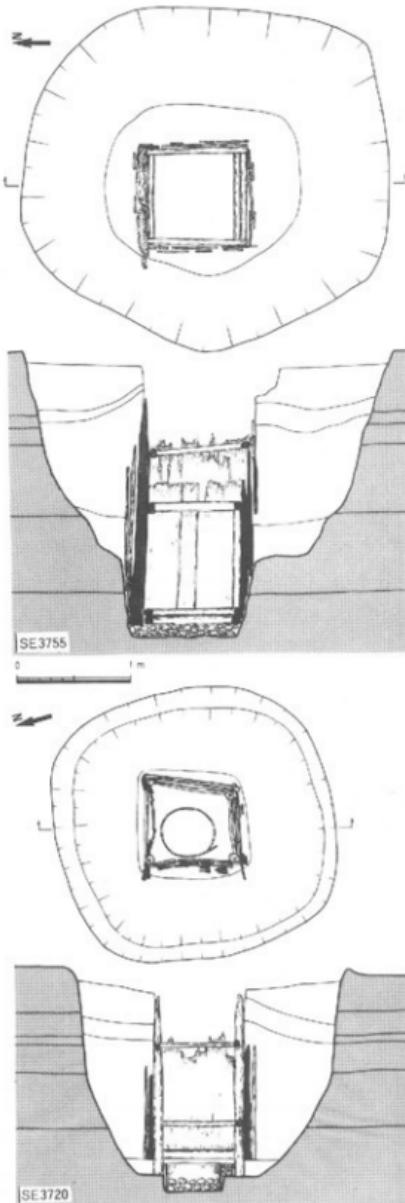


fig. 11 井戸実測図II

## IV 遺 物

今回の調査で出土した遺物は、土器類、瓦類、木製品、銅製品、鉄製品、錢貨、石製品などである。瓦の出土量が極めて少ない。

### 1. 土器・土製品(PL. 16~19, fig. 12~25)

調査区全域から土器類が出土しているが、調査面積に比して出土量はさ程多くはなく、平箱にして約60箱分である。出土総量のうち約3分の2ほどが何らかの造構に伴って出土しており、その他は包含層である灰褐土中より出土した。造構に伴う土器のうちでも半数近くは東西・南北に縦横に走る中近世の耕作用溝からのものである。

奈良時代の造構で、比較的多量の上器を出土したものは、S E3615、S E3720、S E3755、S E3765の4基の井戸、九条条間路北側溝S D2352、坪内道路側溝S D3701、土壤S K3640などである。建物、堀の柱穴からも出土しているが、いずれも極めて少量である。

種類別にみると、土師器と須恵器がほぼ同量で圧倒的に多く、少量ではあるが製塙上器が全域から出土している。他に黒色土器、二彩、綠釉の鉛釉陶器、土馬、瓦器、弥生上器がある。以下造構別に報告するが、土馬、墨書き土器、施釉陶器、製塙土器、弥生土器については別項で記述する。

**SD2352出土の土器(PL. 16-1, fig. 12, 13)** 九条条間路北側溝S D2352からは、一つの造構としては最も多量の土器が出土した。溝は、上・下2層に分れるが、上層出土の上器は下層のものに比して質量とともに劣る。また上層と下層の上器に接合するものもあるので、場所によっては最終段階での層位の乱れがあったと考えられる。以下の記述は下層土器を中心に行う。出土土器は、土師器、須恵器、黒色土器、製塙土器、土馬である。

**土師器 (fig. 12, fig. 13-33~40)** 杯A・B・C、杯B蓋、皿A・C、碗A・C・X、高杯A、盤、壺A・B・C、甕A・B・C、甕がある。

杯Aは、口径20cm前後のA I (3, 4)、口径17cm前後のA II (1, 2)がある。45個体中、1群土器71%、2群土器29%で、手法の観察できるものでみると、 $a_0$  7点、 $a_1$  8点、 $a_3$  3点、 $b_0$  5点あり、 $a$  手法が量的に多い。また $a$  手法の大半が1群土器で、 $b_0$  手法5点中4点は2群土器である。 $\square$  線外側まで削る $c$  手法はみられない。(1)は、口径16.4cm、高3.7cm、 $b_0$ 、(2)は、口径17.1cm、高3.8cm、2群、 $b_0$ 、(3)は、口径19.6cm、高3.5cm、1群、 $a_3$ 、(4)は、口径20.3cm、高3.4cm、1群、 $a_3$ である。内面に斜放射暗文のあるもの8点あり、うち2点は連弧暗文を伴う(3)。二段暗文のものも1点ある。

杯Bは、5個体あるがすべて2群土器である。(5)は、口径19.4cm、高5.3cm。内面口縁部はヨコナデ、底部はタテ方向のナデ、外縁は口縁部、底部ともヘラケズリし、口縁はその上を密にヘラミガキを施す。 $c_1$  手法。

(註6) 器種名、器形、手法、群別等についての記述方法は、『平城宮発掘調査報告』に準じる。

杯Cは、22個体ある。手法の観察可能な12点のうち10点が $b_0$ 手法(6,7,8)、2点が $a_0$ 手法である。 $b_0$ 手法のものうち4点に斜放射暗文があるが、うち2点は逆方向の斜放射暗文で、器形も一般的な杯Cとやや異なる(19, 20)。(6)は、口径15.3cm、高2.4cm、(7)は、口径15.0cm、高2.6cm、(8)は、口径16.3cm、高2.8cm、(19)は、口径18.1cm、高3.7cm、(20)は、口径15.8cm、高2.6cmである。

皿Aは、22個体で、口径21~23cmのA I (15, 16, 22)と、19cm前後のA II (17, 18, 21)がある。手法は $a_0$ (21, 22)、 $b_0$ (15, 16)、 $c_0$ (18)。(15)は、口径23.1cm、高2.6cm、1群。(16)は、口径21.3cm、高2.6cm、斜放射暗文と螺旋暗文がある。(17)は、口径18.7cm、高2.5cm、1群。(18)は、口径19.2cm、高2.5cm、2群。(21)は、口径19.0cm、高2.3cm、斜放射暗文と螺旋暗文があり、1群。(22)は、口径21.7cm、高2.1cm、斜放射暗文があり、1群。

皿Cは、7個体ある。(23)は、口径8.6cm、高1.5cm、(24)は、口径9.3cm、高2.0cmである。口縁部内外面をヨコナデし、底部は不調整のままである。

椀Aは、35個体以上ある。8割が1群土器で、図示したものは1群土器に限られる。法量でA I (9, 10, 12, 13, 14)、A III(11)に分れる。手法では、 $a_0$ (10, 12, 13)、 $a_s$ (9, 11)、 $c_0$ (14)である。(9)は、口径12.1cm、高3.8cm、(10)は、口径12.0cm、高4.1cm、(11)は、口径8.3cm、高2.6cm、(12)は、口径11.6cm、高3.7cm、(13)は、口径11.1cm、高3.6cm、(14)は、口径11.0cm、高3.3cm。(13)の内面には漆が付着している。

椀Cは、13個体ある。図示したものは平底からゆるやかに内湾しながらたちあがり、口縁近くで垂直になって端部がわずかに外反する。通常の椀Cの器形とはやや異なる。(25)は、口径13.3cm、高3.2cm、(26)は、口径12.8cm、高3.5cm、(27)は、口径13.2cm、高3.8cm。<sup>(註7)</sup>

椀X(28)は、1点だけ出土しているもので、浅い器形の椀である。平底から、前述の椀C形態のように内湾しつつたちあがるが、口縁はそのまま終る。内面と口縁外面はヨコナデで、底部外面は不調整である。 $a_0$ 手法。口径13.5cm、高3.0cm。

高杯Aは、脚部2個体と杯部の破片がある。脚部のものはともにしばりによる**a**手法で、(29)は、口径32.3cm、内外面ともヨコナデし、外面には粗いヘラミガキを施す。ミニチュア高杯(33)は、杯部口径8.6cm、高6.0cm。杯部内外面はヨコナデし、脚部は手づくね。

盤(30)は、底部を欠くが、外面と内面の口縁部に近いところをヘラミガキするものである。口径31.7cm。

臺Bは、3個体ある。(38)、(39)は、内面と口縁部外面をヨコナデし、体部外面は不調整である。(38)は、口径14.8cmで、内面に漆が付着する。(39)は、口径17.3cm。把手の付く臺(40)は、口径11.8cmで、前2例と同様内面と口縁外面をヨコナデし、体部外面は不調整である。

臺Cは、臺Bを小形にした器形である。出土量は比較的多く40個体以上ある。漆の付着(註7) この器種は、通常の椀Cとやや器形を異にするため、「平城京左京四条二坊一坪発掘調査報告」1984では椀Eとしている。検討すべき余地があるが、本書では従来どおり椀Cに分類しておく。

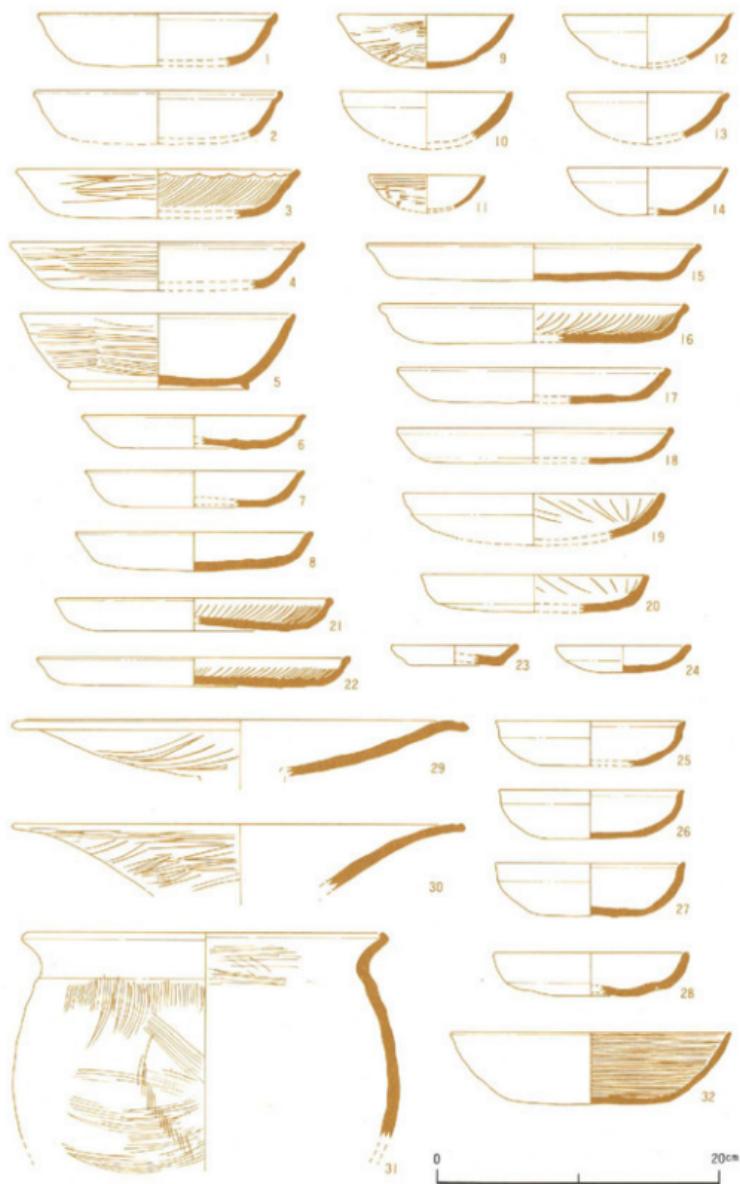


fig. 12 SD2352出土土器実測図 I  
16

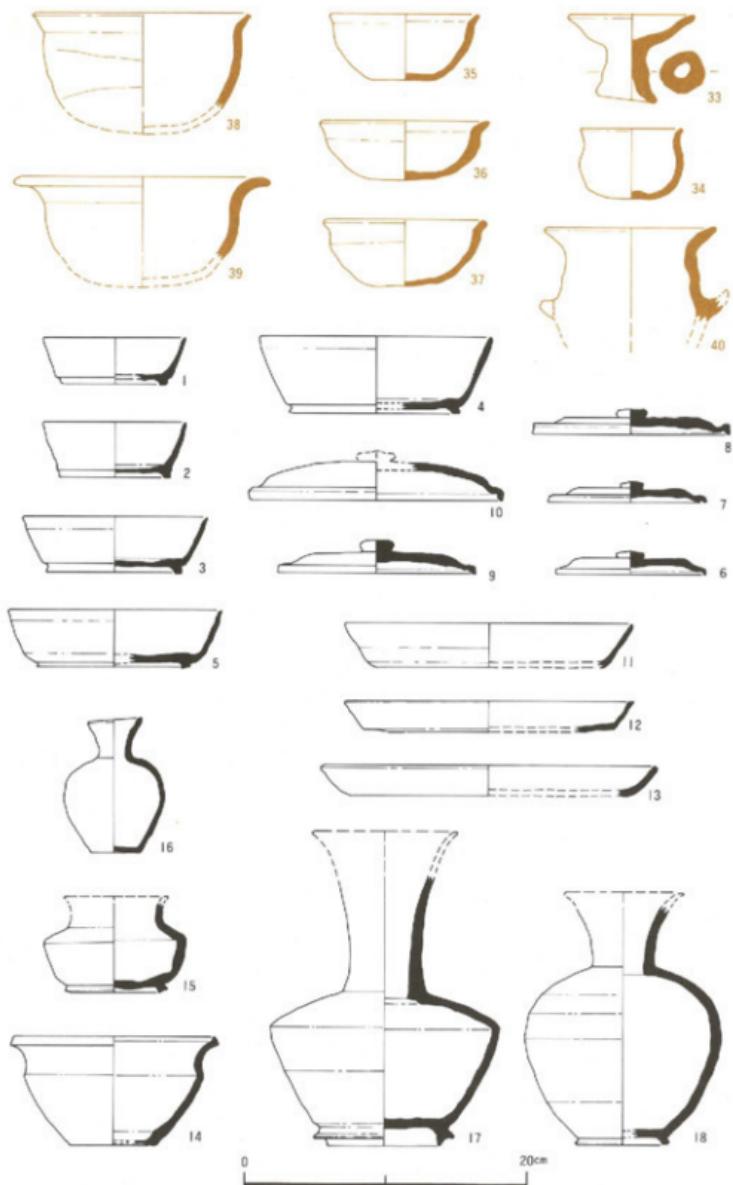


fig. 13 SD2352出土土器実測図Ⅱ

したものがある。(35)は、口径10.3cm、高4.5cm、(36)は、口径11.5cm、高4.2cm、(37)は、口径11.0cm、高4.6cm。(34)は、口径7.0cm、高5.0cmで、前3例とやや器形を異にするが、口縁部をe手法のように強くヨコナデし、体部外面が不調整で、胎土、焼成、色調ともよく似ているのでCとしておく。あるいはミニチュアか。

甕には、A・B・Cがあるが、いずれも口縁部が体部の小片である。甕A(31)は、口径25.0cmで、内面は口縁部と体部上端の5cm幅ほどをヨコ方向にハケ目を施し、体部下半はナデている。外面は、口縁部をヨコナデし、体部はタテ方向のハケ目で調整する。

その他ミニチュア甕の小片がある。

須恵器(fig. 13) 杯A・B・同蓋、皿C、碗B、平瓶、壺G・H・K・L・M・N・X、甕A・Bがある。

杯Bは、30個体以上あり、大きさでB I(4、5)、B II(3)、B III(1、2)に分れる。B Iは、口縁部内外面と底部内面周囲をロクロナデし、底部内面中央部は不定方向のナデ、B II・B IIIは内面全体と口縁部外面をロクロナデしている。底部外面はすべてヘラ切りのちナデしている。(1)は、口径9.8cm、高3.3cm、(2)は、口径9.9cm、高3.9cm、(3)は、口径12.8cm、高3.9cm、(4)は、口径16.2cm、高5.4cm、(5)は、口径14.8cm、高4.1cmである。底部外面に墨の付着する転用硯1点と、墨書上器3点がある(fig. 23-4、5)

杯B蓋は、50個体以上あるが、縁部の形態はすべて屈曲するA形態でB形態はない。杯Bに対応してI(10)、II(8、9)、III(6、7)の大きさがある。(6)は、口径10.4cm、高1.7cm、(7)は、口径10.9cm、高1.5cm、(8)は、口径13.7cm、高1.7cm、(9)は、口径13.8cm、高2.4cm、(10)は、口径17.5cmである。内面に墨の付着する転用硯は3点ある。

甕C(15)は、口縁部を欠損する。欠損部の形状では、やや外反ぎみに端部が終る形である。内外面ともロクロナデし、底部外面中央部はタテナデである。胎土には黒色粒が多く入り、焼成は堅緻である。残存高6.4cm。

壺H(14)は、口径14.0cm、高7.8cmをはかる小型の壺で、平底から斜め外方にたちあがる体部と大きく内弯しながら外反する口縁部からなる。内外面ともロクロナデし、底部外面に糸切り痕が残る。

壺K(17)は、底径7.8cm、残存高19.2cm。体部外面の肩より下をヘラケズリし、底部外面にタテナデを施すほかは、ロクロナデで仕上げている。

壺L(18)は、底径6.0cm、残存高16.9cm。焼成は、軟質で灰白色を呈する。口縁部内外面とも不定方向のナデを施し、体部外面はロクロヘラケズリする。口縁部近くはその上をロクロナデし、体部内面もロクロナデする。底部外面には糸切り痕が残る。

壺M(16)は、口径3.9cm、高9.4cm。口縁部内外面ともロクロナデし、体部外面はロクロヘラケズリする。底部外面には糸切り痕が残る。(PL. 18-5)

黒色土器 杯A(fig. 12-32)は、口径20.0cm、高5.1cm。A類。

S D 2352出土土器は、年代的には平城宮土器編年II～Vの土器が含まれている。

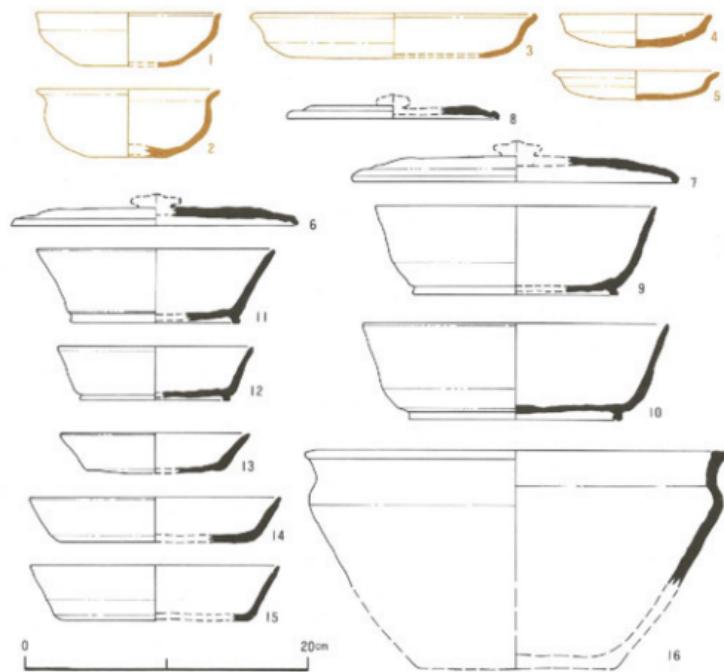


fig. 14 SD3701・3703・3706出土土器実測図

SD3701・3703・3706出土の土器 (fig. 14) 坪内区画道路の幹線側溝の出土土器を一括とりあげる。溝内にはとくに顕著な層位はなく単一層として考えている。土器類としては、土師器、須恵器、黒色土器、製塙土器、二彩釉陶器 (fig. 22-16)、土馬がある。

**土師器** 杯A・B・同蓋、椀A・C、皿A・C、高杯A、壺A・C、甌A・B、甕。

皿A (3)は、口径19.7cm、高3.1cm。bo手法、1群土器である。暗文はない。

皿Cは、口縁部が強く外反するもの (5)と、真直ぐ終わるもの (4)とある。いずれも口縁部内外面をヨコナデし、底部内面はナデ、外面は不調整である。(4)は、口径10.5cm、高2.3cm、(5)は、口径11.5cm、高1.9cm。

椀C (1)は、口径12.7cm、高3.7cmで、口縁端面はわずかに面をなす。内面はヨコナデ、外面は口縁端部のみヨコナデし、他は不調整である。1群土器。

壺Cは、7個体以上ある。(2)は、口径12.7cm、高4.7cm。壺内面に漆の付着するものがある。

**須恵器** 杯A・B・C、杯B蓋、鉢A・D、平瓶、壺A・同蓋、甌がある。

杯Aは、底部ヘラ切りののち、ロクロナデをするもの (13)、ロクロケズリをするもの (14)、

ヘラ切りのままのものがある。(13)は、口径13.1cm、高2.8cm、(14)は、口径17.4cm、高3.2cm。

杯Bは、18個体以上ある。(10)は、口径21.3cm、高6.8cm。高台よりもやや外方に張り出してからたちあがる器形で、口縁部外面ともロクロナデし、底部は、内面中央部がタテナデ、外面はヘラ切り痕を残す。(9)は、口径19.5cm、高6.2cm。口縁部外面では、高台から2cm幅ぐらいまでロクロヘラケズリを施す。(11)は、口径16.5cm、高5.3cm。やや外反しながらたちあがる器形である。外面ともロクロナデで、底部外面もヘラ切りのあとロクロナデする。(12)は、口径13.5cm、高3.8cm。底部外面もヘラ切りのちロクロナデする。

杯B蓋(6)は、口径19.8cm、頂部はロクロヘラケズリしたあとロクロナデを施している。

(7)は、口径22.4cm、B形態の蓋である。胎土は緻密で焼成の極めて良好なものである。

頂部全面に自然釉がかかる。(8)は、口径14.7cm。

杯C(15)は、口径17.5cm、高3.9cm。口縁内面端部に沈線がめぐる。

鉢D(16)は、口径28.1cm。接合しない底部破片からみて高台のない形である。外面は口縁部から体部下端までヨコナデ、内面は口縁部から体部上半までヨコナデしているが、下半から底部までは不定方向のナデである。焼成は軟質で灰白色を呈す。

S D 3701・3703・3706出土の土器は、平城宮土器編年のIV～Vに相当する。

**SE3615出土の土器**(PL. 16-2, fig. 15, 16) 掘形、埋土のそれぞれから土器類が出土しているが、図示できたのはほとんどが埋土出土のものである。種類は、土師器、須恵器、黒色土器、綠釉陶器(fig. 22-15)、土馬、製壠土器である。

**土師器**(fig. 15) 杯A・B・C、杯B蓋、皿A・B・C、椀A・C、高杯A、盤、巻A・C・H、鉢B、甕、ミニチュア甕、ミニチュア窓がある。

杯Aは、 $b_0$ 手法(2, 3)と $e_0$ 手法(1)に限られる。(1)は、口径15.0cm、高3.2cm、(2)は、口径15.0cm、高3.5cm(3)は、口径14.2cm、高3.0cm。いずれも2群土器。

皿Aは $a_0$ 手法(8, 9)、 $b_0$ 手法(10~15)、 $e_0$ 手法(16, 17, 18)がある。(11)は1群土器であるが他は2群土器である。 $e_0$ 手法の3点は、口縁端部が内側に巻き込み、直ぐに終るものである。(8)は、口径19.5cm、高2.4cm。(9)は、口径15.3cm、高2.2cm。(10)は、口径19.5cm、高2.5cm。(11)は、口径19.1cm、高2.2cm。(12)は、口径21.5cm、高2.1cm。(13)は、口径23.5cm、高2.7cm。(14)は、口径19.7cm、高2.7cm。(15)は、口径17.3cm、高2.6cm。(16, 17)はともに口径15.3cm、高2.5cm、(18)は、口径15.6cm、高2.6cm。

椀Aには、 $a_3$ 手法(19, 20, 21)と $e_0$ 手法(22)がある。 $a_3$ 手法のものは、口縁外面端部を約1cm幅でヨコナデするほかは不調整で、ヘラミガキも粗い。(20)は、完形品で内面仕上げナデのあがり痕跡を残す。(20)、(21)、(22)は2群土器。(19)は、口径12.7cm、高3.0cm、(20)は、口径12.3cm、高3.3cm、(21)は、口径11.8cm、高3.2cm、(22)は、口径12.1cm。

皿B(24)は、口径25.2cm、高4.0cmを測る。口縁部内面はヨコナデ、外面は全面ヘラミガキで、底部外面はヘラケズリする。2群土器。

皿Cは、口縁部外面をヨコナデし、底部内面はタテナデ、外面は不調整である。(4)

は、口径9.3cm、高1.5cm。(5)は、口径9.7cm、高1.7cm。(6)は、口径10.1cm、高1.8cm。(7)は、口径9.5cm、高1.7cm。(6)は1群上器で、他は2群土器である。

鉢Bは、2種類ある。(23)は、口径16.2cm、高4.1cmを測り、口縁端部が内側に少し巻く小型の鉢である。口縁部内外面はヨコナデ、底部内面はナデで調整する。底部外面のヘラケズリは、口縁部下半まで及ぶ。2群土器。(25)は、口縁部の残りが少ない。口径27.2cm、高9.7cmの大型の鉢である。口縁外面端部と内面はヨコナデし、外面は底部から口縁部全体にヘラケズリしたのち、口縁部にはヘラミガキを施している。

壺C(26)は、口径10.9cm、高3.4cm。口縁端部外面を強くヨコナデし、他は不調整である。

甕(27)は、口縁部約4分の1の破片で、口径29.0cmを測る。内面は、口縁部をヨコ方向のハケ目、体部をナデ調整している。外面は、口縁部から体部にかけて平行状タタキ痕があり、口縁部と肩曲部はその上をヨコナデし、体部についてはナデによる磨り消しとハケ目を施している。胎土は、細砂粒を含み、焼成は堅緻で灰色を呈す。外面にはススが付着している。(28)は、口縁部から体部にかけて2分の1程度残る。口径26.8cm。内面は、口縁部がヨコ方向のハケ目、体部は不調整で指頭圧痕が残る。外面は、口縁部から体部にかけてタテ方向のハケ目を施し、口縁部はその上をヨコナデしている。

ミニチュアの甕(29)は、口径6.3cm、高3.0cmを測る。底部の穴は焼成後に穿っている。内面と口縁部外面はヨコナデするが、体部外面は不調整である。胎土には大粒の砂粒が少量入り、暗黄灰色を呈す。図示していないがミニチュア甕下端部の破片も出土している。

須恵器 (fig. 16) 杯A・B・同蓋、皿C、鉢A・D、盤A、壺G・L・M、甕Aがある。

杯Aは、口縁部外面と底部内面の周辺をロクロナデし、底部外面はヘラケズリしている。(1)は、口径11.5cm、高3.7cm、焼成は軟質で灰白色を呈す。(2)は、口径13.2cm、高3.5cm。口縁端部と外面全体にススが付着しており、灯火器として使用されている。

杯Bは、口縁部外面と底部内面周辺、高台周辺をロクロナデし、底部外面はヘラケズリする。(3)は、口径11.8cm、高3.4cm。(4)は、完形品で、口径11.8cm、高3.7cm。(5)は、口径13.9cm、高4.0cm。

杯B蓋は、縁部外面ともロクロナデし、頂部はヘラ切りのちロクロナデをするが、(8)は、頑部から縁部にかけての部分にロクロヘラケズリを施している。(6)は、口径20.3cm、(7)は、口径18.2cm、(8)は、口径14.7cmを測る。(9)は完形品で、口径14.6cm、高2.7cm、内面に墨が付着し、転用碗として使用したもの。(10)は、口径13.4cm。

皿Cは、口縁部外面と底部内面周辺はロクロナデし、底部外面はヘラ切り後ナデ調整している。焼成は、いずれも軟質で灰白色を呈す。(11)は、口径16.9cm、高1.7cm。(12)は、口径19.2cm、高1.6cm。(fig. 23-3)は、口径16.3cm、高1.7cm。裏面に墨書きあり。

鉢Aは2個体ある。(13)は、口径21.0cmで、外面はヘラミガキを施す。(14)は、口径22.0cmで、内外面ともロクロナデである。

盤A(19)は、口径31.2cm、高9.0cm。体部から口縁部は、内外面ともロクロナデ、底部外

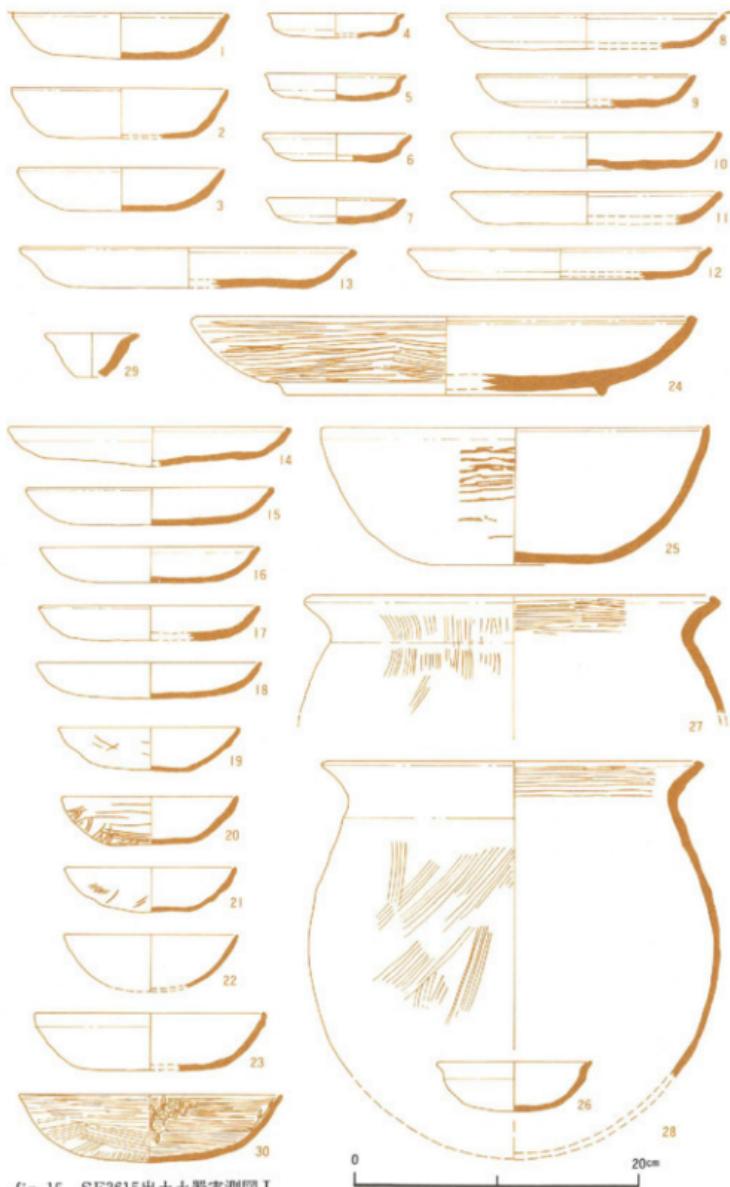


fig. 15 SE3615出土土器実測図 I

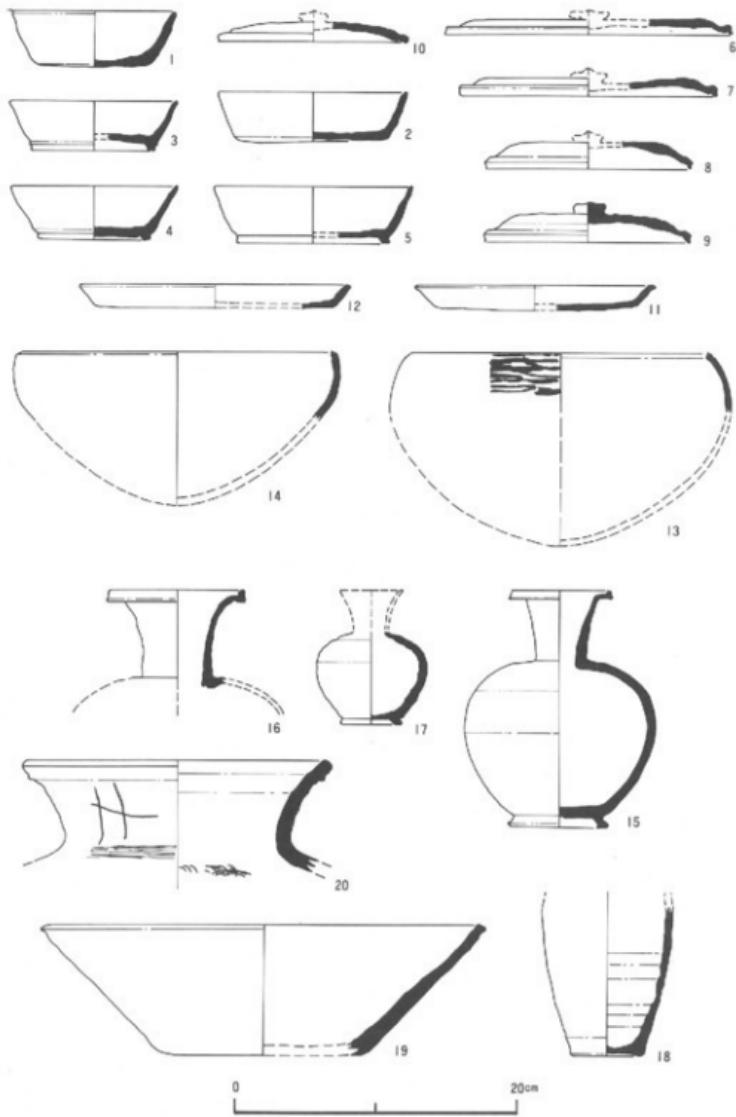


fig. 16 SE3615出土土器実測図Ⅱ

面はヘラケズリである。焼成は、軟質で灰白色を呈す。

壺G(18)は、体部のみ残る。体部内面は強いロクロ水引き痕が残り、外面はロクロナデである。底部は糸切り痕の上に植物繊維の圧痕が残る。

壺L(15)は、完形品で、口径6.7cm、高16.8cm。口頭部は内外面ともロクロナデし、体部はヘラケズリのちロクロナデする。底部はヘラ切りのちロクロナデ。焼成は堅鐵で、暗灰色を呈す。(PL. 18-1)(16)は、口径9.3cm。頭部のみ残る。

壺M(17)は、底径4.2cm、現存高6.5cm。体部内面は強い水引き痕を残す。外面はロクロヘラケズリのち、ロクロナデしている。底部もロクロナデする。

甕A(20)は、口頭部のみの破片。口径21.0cm。内外面ともヨコナデし、体部外面はカキ目、内面に同心円文叩き板压痕がある。頭部外面に「井」印のヘラ記号あり。

**黒色土器** 甕A(fig. 15-30)は、口径18.3cm、高4.7cm。A類黒色土器であるが、口縁部外面端部は1cm幅ほど炭化している。内外面ともヘラミガキを密に施し、内面には不整形な螺旋暗文を施す。

SE3615出土土器は、平城宮土器編作Ⅴの時期にあたる。

**SE3720出土の土器**(PL. 17-2, fig. 17) 掘形、埋土から土器類が出土しているが、埋土中よりの出土が多い。種類は、土師器、須恵器、製塙土器である。

**土師器** 甕A・B、皿A・C、碗A・C、甕がある。

甕A(5)は、口径14.6cm、高2.5cm。口縁部内外面はヨコナデ、底部外面から口縁下端部にかけてヘラケズリしたち軽くナデている。1群土器。

甕C(1)は、口径8.8cm、高2.0cm。口縁部外面端部から内面全体はヨコナデするが、外は不調整。(2)、(3)はともに口径9.8cm、高2.3cm、口縁部と内面全体をヨコナデし、底部は不調整。(2)は完形品。(4)は、口径13.1cm、高2.0cm。調整は(2)、(3)に同じ。

碗C(6)は、口径13.6cm。e 手法。

甕は、口縁部のみの破片である。(7)は、口縁端部が丸く巻き込むもので、口径23.3cm。(8)は、口径24.2cm。いずれも内面は、口縁部がヨコ方向のハケ目、体部はヨコナデしている。外は、タテ方向のハケ目を施したち縁部についてはヨコナデをする。

**須恵器** 甕A・B・同蓋、皿C、盤A、壺M、甕Aがある。

甕A(11)は、口径14.8cm、高3.4cm。口縁部内外面、底部内面の中央部を除いてロクロナデ、底部外面はヘラ切りのちナデしている。焼成は軟質で灰白色を呈す。

甕Bは、いずれも口縁部内外面と底部内面の中央部を除いてロクロナデ、底部外面はヘラ切りのちロクロナデと不定方向のナデで調整している。(12)は、口径15.3cm、高5.2cm、(13)は、口径17.5cm、高5.2cm。

甕B蓋は、つまみを欠く。(9)は、口径12.9cm、(10)は、口径14.5cm。(9)の頂部は、ヘラ切りのちケズリを施しており、(10)はヘラ切りのちナデしている。

皿C(14)は、口径18.8cm、高2.4cm。口縁部内外面と底部内面にかけてはロクロナデ、底

部外面はナデである。

盤A(15)は、口径36.0cm。内面はヨコナデし、外面はヘラケズリののちヨコナデ。

壺M(16)は、口頸部は欠損するが、他は完形のものである。内面はロクロナデ、外面はヘラケズリののちロクロナデを施している。高台はなく、糸切痕を明瞭に残す。

S E3720出土の土器は平城宮土器編年のⅢ～Vの時期のものが含まれている。

**SE3755出土の土器**(PL. 17-1, fig. 18, 19) 土師器、須恵器、黒色土器、製塙土器、土馬がある。

土師器 (fig. 18-17～23, fig. 19-24～28) 杯A・B・C、皿A・C、碗A・C、高杯A、壺B・C、壺A・B・C、壺からなる。

杯B(21)は、口徑23.8cm、高7.6cm。内面は磨滅のため調整は不明であるが、口縁部外面はヨコナデの上にヘラミガキを施す。底部外面は、ナデの上に井桁状のヘラミガキが残る。2群土器。

皿Aには、 $a_0$ 手法(17, 18, 19)と $c_0$ 手法(20)がある。(17)は、口徑17.6cm、高2.5cm、(18)は、口徑18.4cm、高2.5cm、(19)は、口径14.6cm、高2.6cm、(20)は、口徑16.2cm、高2.6cmを測る。(20)は2群土器である。

皿C(27)は、口径9.1cm、高2.0cm。底部外面は不調整で、他はヨコナデ。

碗A(24)は、口徑13.8cm、高3.8cm。内面は仕上げナデの終了痕を明瞭に残し、外面は口縁部全体に指頭圧痕を残す。ヘラミガキあり。2群土器。

碗C(25)は、口徑12.8cm、高4.0cm。e手法、2群土器。

壺B(26)は、口径14.1cm、高6.4cm。人面墨書き土器である。小片のため墨書き部分はわずかしか残っていない。口縁部外面はヨコナデし、体部内面は不定方向のナデをするが外面は不調整である。

壺C(28)は、口径10.1cm、高3.1cm。口縁部外面を強くヨコナデし、体部外面が不調整の点は、他の壺Cと同じであるが、口縁部の彎曲が弱いので碗のような形になっている。

壺A(22)は、口徑28.0cm。内面は口縁から体部にかけてヨコ方向のナデを施し、口縁外面はヨコナデである。

壺C(23)は、口徑19.0cm。内面は口縁部はヨコ方向ハケ目、体部はタテに強いヘラケズリを施している。体部外面はタテ方向ハケ目、口縁部外面はヨコナデである。

須恵器 (fig. 19-1～13) 杯A・B・C、杯B蓋、皿C、高杯、鉢A、壺A・同蓋、壺B・K・L・M、水瓶、甕がある。

杯Bは、すべて口縁部内外面と底部内面の周囲をロクロナデし、底部外面はヘラ切り後ナデしている。(2)は、口径17.2cm、高5.7cm、(3)は、口径19.2cm、高5.6cm、(4)は、口径14.9cm、高4.1cm、(5)は、口径10.8cm、高3.8cm。

杯B蓋(1)は、つまみがなく、口径15.7cm。頂部はヘラ切り後ナデしている。

杯C(6)は、口縁部の小片。口径は、19.5cm。焼成は軟質で白灰色を呈す。

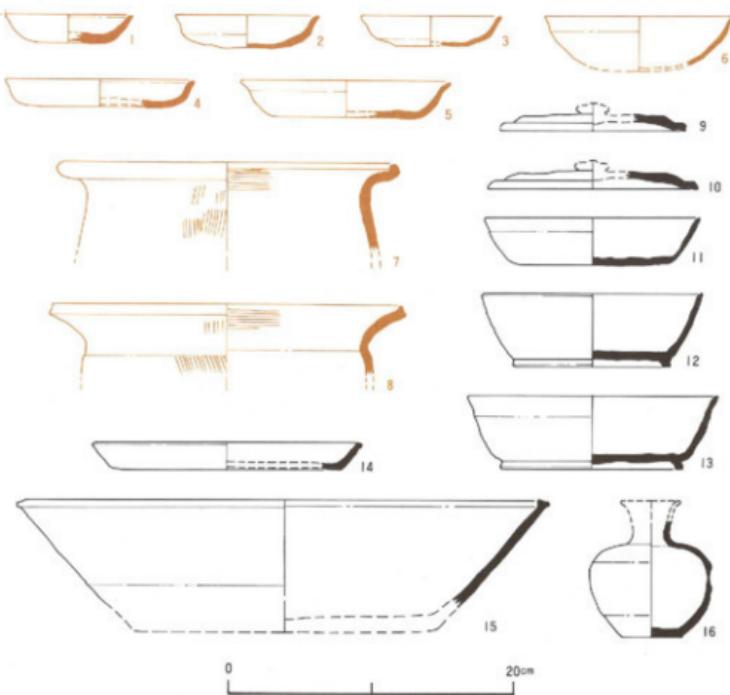


fig. 17 SE3720出土土器実測図

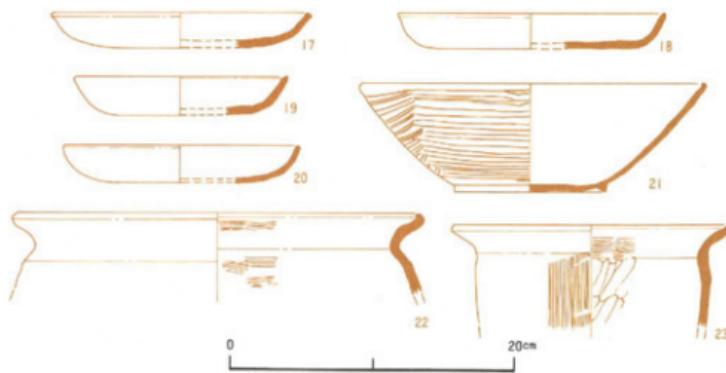


fig. 18 SE3755出土土器実測図 I



fig. 19 SE3755出土土器実測図Ⅱ

高杯(8)は、脚部の破片で、現存高12.8cm、脚中央部径4.7cmを測る。脚部は内外面ともロクロナデ、杯部中央部はタテ方向のナデである。

鉢A(13)は、口縁部の小片。復原口径20.0cm。内外面ともロクロナデし、外面はヘラミガキを加えている。

壺Lのうち、(9)は、体部中央に径2.0cmの円孔を焼成前に穿ち、廻している。口縁端部をわずかに欠損するほかは完形である。現存高20.0cm、底径11.9cmを測る。口頭部は内外面ともロクロナデし、体部外面はロクロヘラケズリ、底部外面はヘラ切りのちナデしている。頸部内面と肩部には灰緑色の自然釉がかかる。(PL.18-2)(10)は、J口頭部と肩部の破片で、(9)とは、胎土、焼成、技法、器形から自然釉のかかり具合までよく似ている。円孔の有無は不明。口径10.5cm。(11)は、体部の破片で、内面はロクロナデ、外面はロクロヘラケズリしている。底部外面はロクロヘラケズリのちロクロナデする。底径11.4cm。

壺M(12)は、口径4.8cm、高11.5cmの完形品である。口縁部内外面と、外面全体はロクロナデしている。(PL. 18-3)

水瓶(7)は、頸部のみ残存する。口径4.8cm。内外面ともロクロナデするが、外面のナデは斜に強く流れるナデで、頸部の形を整えるために把みナデしたものらしい。胎土、焼成とも極めて良好である。

黒色土器 (fig. 19-29~32)　　杯A・壺X・鍋がある。

杯A(29)は、口径18.7cm、高4.9cm。A類。口縁部内外面にはヨコ方向のハケ日、底部にはヘラミガキがある。外面は、全体にヘラケズリのちヘラミガキをしている。(30)は、口径19.7cm、高4.6cm。B類。内面と外面口縁端部はヨコナデのちヘラミガキ、外面口縁部から底部にかけてはヘラケズリのちミガいている。いずれも内面に不整暗文がある。

壺X(31)は、口径3.0cm、高10.6cm。B類である。体部上方に、円孔のあいた吊り手と不整形の突起が、交互に3ヶ所づつ付いている。吊り手の1個は、孔が貫通していない。肩部および体部外面下端から高台にかけてヨコ方向のヘラミガキ、体部外面全体にはタテ方向のヘラミガキをそれぞれ密に施す。口縁部内外面と、底部外面はヨコナデ。(PL. 18-7)

鍋(32)は、口縁部の破片で体部の形狀は不明だが、口径14.5cmを測る。B類である。体部外面にはススが付着している。口縁部内外面はヨコナデ、体部内面はナデを施している。

S E3755出土の土器は、図示していない破片等も含めて検討すると、平城宮土器編年のⅣ~VIの時期が含まれる。

SE3765出土の土器(PL. 17-2, fig. 20)　　土師器、須恵器が出土した。

土師器　　杯A・B・同蓋、皿A・C、椀A・C、高杯A、壺B・C、甕A・B・C、窓、ミニチュア甕がある。

皿A(1)は、ao手法で内面に斜放射暗文と螺施暗文がある。口径18.0cm、高2.5cm。2群。

皿C(2)は、口径11.1cm、高1.6cm。

椀C(3)は、口径11.8cm、高3.5cm。口縁部は内外面ともヨコナデ、底部外面は不調整で

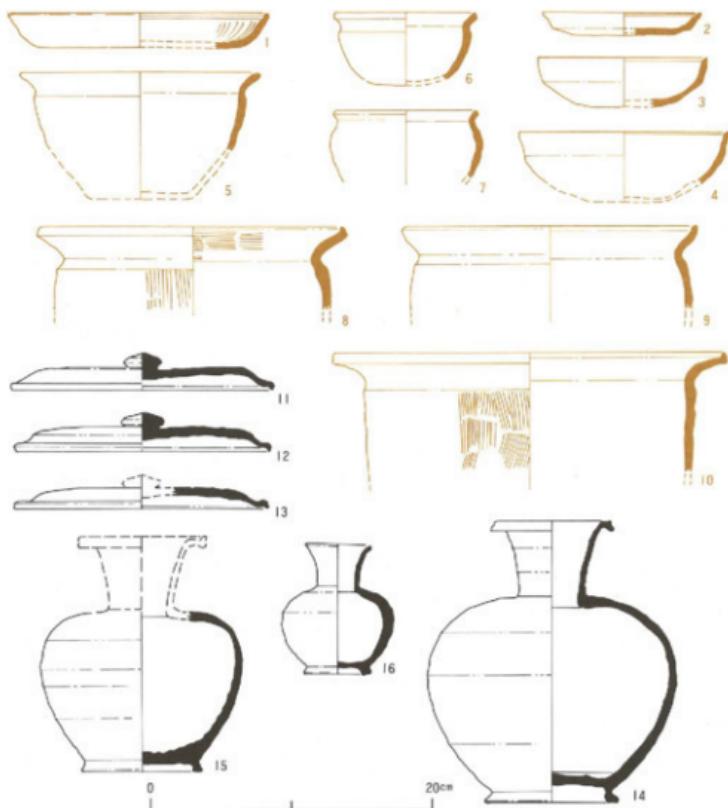


fig. 20 SE3765出土土器実測図

ある。1群土器。(4)は、口径14.7cm。(3)と同じ手法。

壺B(5)は、口径16.6cmで、体部下半は欠損する。

壺C(6)は、口径9.8cmで内面に漆が付着している。(7)も、口径9.8cm。体部内面は強いヨコナデを施している。両例とも体部外面は不調整で粘土紐の痕跡がある。

甕A(8)は、口縁部破片で、口径21.3cm。口縁部内面にヨコ方向ハケ目、体部外面にタテ方向ハケ目がある。(9)は、口径20.5cm。

甕C(10)は、口径27.5cmを測り、長胴型の甕である。内面は、口縁部も体部もヨコナデする。外面は、口縁部のみヨコナデし、体部はタテ方向のハケ目を残す。

須恵器 杯A・B・同蓋、盤A、壺K・L・M、甕A・Cがある。

杯B蓋(11)は、口径18.3cm、高2.5cm。(12)は、口径17.9cm、高2.7cm。いずれも丸みを

帯びたつまみをつけ、頂部はロクロヘラケズリしている。(13)は、口径18.0cm。

壺L(14)は、口径7.9cm、高20.0cm。ほぼ完形である。体部外面下半と底部外面とをロクロヘラケズリのちロクロナデするほかは、全体にロクロナデである。(15)は、体部の3分の1と頭部を欠く。底径8.4cm。内面はロクロナデし、外面はロクロヘラケズリのちロクロナデしている。底部外面もロクロナデである。

壺M(16)は、口径4.4cm、高9.2cm。ほぼ完形品である。口頭部外面はロクロナデ、体部はロクロヘラケズリのちロクロナデ。底部外面に糸切痕がわずかに残る。(PL. 18-4)

S E3765の出土土器には、暗文のある皿A(1)があるが、小片でわずかに1点である。掘形・埋土出土の他の土器全体の特徴からは、平城宮土器編年の中～Vと考えられる。

**SK3640出土の土器**(PL. 17-3, fig. 21, 22) 土師器、須恵器、黒色土器、製塙土器、土馬がある。

**土師器**(fig. 21) 杯A・B・C、杯B蓋、皿A・C、椀A・C、高杯A、盤B、壺B、甕。

杯A(1)は、口径16.7cm、高4.5cm。 $a_0$ 手法であるが、ヘラケズリは、口縁部外面端部までは及んでいない。

杯Cは、すべて $a_0$ 手法。(2)は、口径16.8cm、高2.6cm。(3)は、口径16.6cm、高2.7cm。(4)は、口径17.5cm、高2.6cmで、2群土器である。

皿Aは、 $a_0$ 手法(5, 6),  $b_0$ 手法(7),  $c_0$ 手法(8～12)がある。(5)は、口径15.3cm、高2.5cm。(6)は、口径22.3cm、高2.0cm。(7)は、口径22.6cm、高3.1cm。(8)は、口径17.0cm、高3.0cm。(9)は、口径16.7cm、高3.5cm。(10)は、口径18.8cm、高3.7cm。(11)は、口径20.6cm、高3.3cm。(12)は、口径20.3cm、高3.0cm。すべて2群土器。

皿Cは、すべて $a_0$ 手法。(15)は、口径10.7cm、高2.6cm。(16)は口径10.4cm、高1.8cm。(17)は、口径11.3cm、高2.4cm。(18)は、口径11.4cm、高2.4cmである。(15), (18)は口縁部にスス付着し、灯火器として使用。

椀Aには、 $a_0$ 手法(19),  $a_3$ 手法(20, 21),  $c_0$ 手法(22, 23)がある。(19)は、口径12.0cm、高4.8cm。(20)は、口径11.3cm、高3.6cm。(21)は、口径12.0cm、高4.4cm。(22)は、口径12.0cm、高4.3cm。(23)は口径12.0cm、高3.9cm。すべて2群土器。

椀C(24)は、口径12.6cm、高4.5cm。C手法。口縁端部はやや外反する。2群土器。

盤B(13)は、口径25.3cm、高6.4cm。内面はヨコナデ、口縁部外面はヘラミガキ。2群。

壺Cは、口縁部の形態で2タイプある。(25), (26)は、端部をやや大きく開くもので、(27)は、短く終る。(27)は体部も丸みを帯びた器形である。

甕Aの4個体は、基本的には口縁部内面をヨコ方向のハケ目、外面はタテ方向のハケ目を施すが、口縁部はその上をヨコナデしている。体部内面は、(fig. 22-32)がタテ方向の粗いヘラケズリを施すほかは、ナデで調整している。(28)は、口径27.5cm、(29)は、口径31.0cm、(30)は、口径34.3cm、(fig. 22-32)は口径21.6cmを測る。

甕B(fig. 22-31)は、口径25.7cm、現存高12.8cmを測る。口縁部内面はヨコ方向、体部



fig. 21 SK3640出土土器実測図 I

外面はタテ方向のハケ目を残すが、ハケ目は細かく、強く明瞭につけられている。体部内面にもタテ方向のハケ目があるが、上半部はナデ、下半部はヘラケズリで消されて不明瞭である。把手は小さく上方に曲る。

須恵器 (fig. 22-1~13) 杯A・B・同蓋、皿C、平瓶、鉢D。壺A・同蓋、壺G・L・M・H、蓋がある。

杯A (8) は、口径15.4cm、高3.3cm。底部外面はヘラ切り後ナデ。焼成は軟質で灰白色。

杯Bは、底部内面中央部を不定方向のナデ、外面はヘラ切り後ナデしている。(9)は、口径16.8cm、高5.4cm、(10)は、口径12.9cm、高3.8cm、(11)は、口径10.5cm、高3.4cm。

杯B蓋は、すべてA形態である。頂部をヘラ切りのちロクロヘラケズリするもの(1, 2)と、ロクロナデするもの(3~7)がある。(1)は、口径18.0cm、高1.8cm、(2)は、口径15.1cm、高1.8cm、(3)は、口径14.7cm、高2.0cm、(4)は、口径11.1cm、高1.3cm、(5)は、口径11.2cm、高1.3cm、(6)は、口径9.9cm、高1.7cm、(7)は、口径10.5cm、高1.5cm。

壺A蓋(13)は、つまみを欠く。口径16.5cm、現存高2.7cm。端部内外面はロクロナデ、内面は不定方向のナデ、頂部外面はヘラ切り後ナデしている。

壺H(12)は、口径12.3cm。内外面ともロクロナデ。焼成は軟質で灰白色を呈す。

黒色土器 杯A (fig. 21-14) は、口径16.8cm、高5.0cm。内外面ともヘラミガキ。花弁状の暗文がある。A類黒色土器。

S K3640は、年代的には、平城宮土器編年のVの時期のものが一括投棄されたものと考えられる。

施釉陶器 (卷首図版、PL. 18-6, fig. 22) 施釉陶器は、3個体出土した。緑釉壺(14)は、口径21.6cm。緑釉壺(15)は、S E3615埋土上層部から出土した完形品である。体部内面と、口縁部内外面から肩部にかけてはロクロナデ、体部外面はヘラケズリしている。素地の焼成は軟質で、深緑色の釉が、口縁部内面、外面全体と底部外面にもかかっている。口径3.6cm、高4.4cm。二彩壺(16)は、S D3701出土で、釉はわずかに残るだけである。乍うじて白釉と緑釉の二色が確認できるが、平城京の他の出土例からみて三彩釉である可能性も否定できない。内面底部のみタテナデし、他はロクロナデしている。素地は焼成が軟質で白色を呈す。口径3.5cm、高3.9cm。

土馬 (fig. 22-17, 18) S D2352・3701、S E3615、3755、3765、S K3640などから20個体以上が出土している。図示した2例は脚部を欠損する。尾は上方にあがり、たてがみなどの表現もない。しかし(17)については、わずかにナデによる鞍の表現がみられる。

墨書き土器 (PL. 19, fig. 23) 溝、井戸、包含層などから少量の墨書き土器が出土している。fig. 23のものは、すべて須恵器に書かれたものである。(1)は、S K3640出土で、杯B蓋頂部に逆字で「右」とある。(2) S E3755出土。同じく杯B蓋の内面に明瞭に「奥内」と記している。人名かどうかは不明である。(3)は、S E3615出土。皿Cの底部外面の周辺近

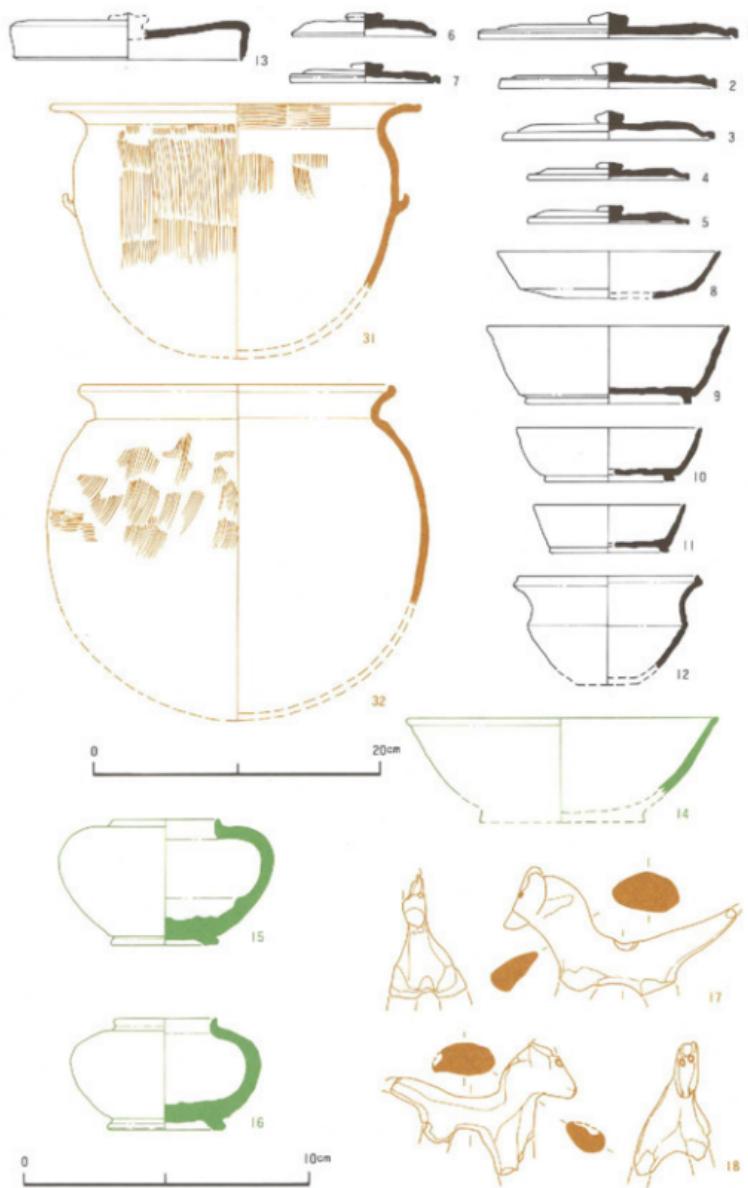


fig. 22 SK3640出土土器II・施釉陶器・土馬実測図

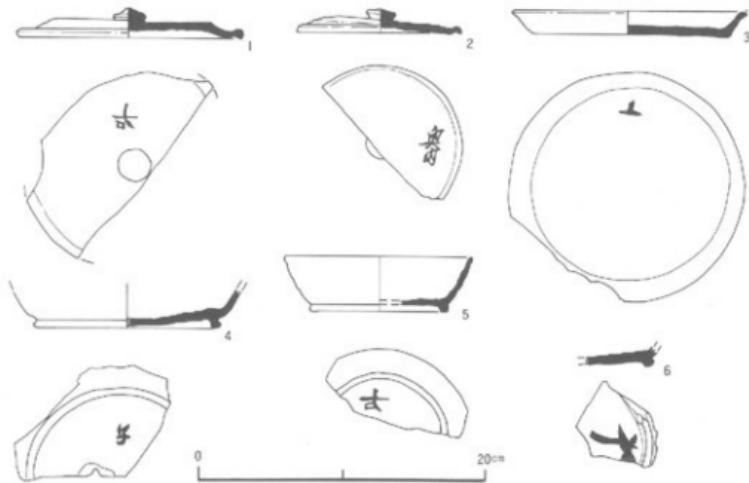


fig. 23 墨書土器実測図

くに「T」字形の墨書のあるものである。記号であろうか。(4)は、SD2352出土、杯B底部外面に書かれていって、「子」と読める。(5)も同じくSD2352出土のもので、杯B底部外面に逆字で「右」と書かれている。(6)はSE3755出土で、杯B底部外面に「大」の字状に書かれるが、文字ではなく記号であろう。同じ形のものが、他にも1点ある。

その他、杯B底に「白」か「自」と読めるもの(P.L19-6)、土師器杯底に「井」と読めるもの(P.L19-8)がある。

**製塙土器** 製塙土器は、調査区全域の遺構・包含層から少量づつ出土している。いずれも小片で遺存状況が悪く、全体の形を復原できるものはない。胎土、手法に頼って分類すると、I. 内外面ナデ調整のもの、II. 内面に布压痕のあるもの、III. 胎土にもみ穀に入るものの、が抽出できる。Iの中にも極めて薄手で、胎土に少量の大粒砂粒が入る粘性の強いものと、厚手で砂粒の多いものとがある。IIの布压痕も、極めて細かい布压痕と、荒いものとがある。IIIは極めて少ない。

**弥生土器(fig.24)** 高杯(1)は、SD3701から出土したもので、杯部から脚部上端にかけての破片である。杯部は深く、口縁外面に継ぎ凸帯が7本一単位で貼りつけられている。位置からみて4ヶ所に配されているものとみられる。口縁の外面と内面全体はナデ調整、底部外面は細かいハケ目がある。脚部は磨滅が激しく調整は不明である。口径29.0cm、高14.3cm以上を測る。胎土には砂粒を多少含み、部分的に赤味を帯びた暗褐色を呈す。弥生中期。

甕(2)は、S K3717から出土したもので、平底と短く外反する口縁をもつ器形で、復原すると完形近くなる。口縁部内面はヨコ方向のハケ目、外面は体部全体にタテ方向のハケ目を施している。ハケ目は上半が荒く、下半が細かく原体を異にする。体部内面はナテ調整である。胎土は砂粒を多く含み、暗茶褐色を呈す。口径28.4cm、高42.0cm。弥生中期。

**小結** 後述する遺構の変遷とも関連するので、まず出土土器全体の年代観について触れておく。土壙S K3640出土土器が、平城宮土器編年V期(奈良末)のものに殆んど限られているため奈良末の時期の一括投棄と考えられるはかは、井戸・溝などのものについては、各時期のものを含んでいる。

九条条間路北側溝であるSD2352では、土師器杯Aに2段放射暗文をもつものなど、平城宮土器編年I～IIに属するものがある。掘立柱東西棟S B3739の柱穴から出土した須恵器杯Bは、高台から口縁部へのたちあがりの形状からみて、平城宮土器編年のII期以前に考えられる。杯B蓋も、口縁部の屈曲しないB形態で、頂部をヘラケズリしており、同様の時期である(fig. 25)。S B3739は重複関係から最も古い時期に編年される建物であり、建物変遷を考える上で手懸りとなろう。

ほかに、16棟の建物、12条の堀の柱穴から土器が出土しているが、出土量もさほど多くなく、年代の決め手となる良好な資料もなかった。



fig. 24 弥生土器実測図

4基の井戸からの出土土器では、平城宮土器編年のII期に遡るものはない。SE3720には、図示していないが、III期頃とみられる土師器杯Aの破片等が含まれている。SE3615、SE3755も同様の時期とみてよいが、SE3765はやや時期が下る。廃絶時期については、各井戸とも埋土中に奈良末から長岡宮の時期のものが含まれているので、長岡宮遷都に伴ってか、あるいはまもなくの時期と考えられる。

九条条間路北側溝SD2352は、上層出土土器中に、東三坊大路東側溝SD650の上層に対応する土師器杯Aが数点あることと、同溝上を覆っている土壙SK3618中にも同時期の土師器杯Aがあるので、9世紀後半に最終的に廃絶したようである。この点については、東市推定地での東堀河の廃絶時が、出土土器から同じように考えられていることとも符合する。

出土土器の器種構成などの内容についてみると、单一の遺構で個体数を問題にできるほどの量がな

いため、土師器と須恵器の数量比、食器類、貯蔵器、煮沸器相互の数量比などを数値で示して比較することはむずかしい。

しかし出土量の単純な比較という点では、土師器と須恵器に著しい数量差は認められない。平城宮内での土師器と須恵器の数量比では、土師器が圧倒的に多いのに對して、京では、一般に土師器と須恵器の数量が近似していることが指摘されている。<sup>(註8)</sup>この点では、今回の場合は、京の一般的な傾向を認めることができる。

平城京左京四条四坊九坪では、土師器と須恵器の数量比以外に、宮の土器と京の土器との相違点を次のような器種構成の相違にもとめている。その1つは、土師器食器類に口徑15cm以下の小形器(杯AⅢ・椀C・皿C)が少なく、逆にまた土師器・須恵器とも高5cm以上の大形品も少ないこと、その2は、須恵器杯L・糸切底杯Bのような宮にはみられない器種が存在すること、である。今調査区出土土器が、主に奈良時代後半の土器であることと、一括資料でない点で直接の比較は困難であるが、第1の指摘のうち、土師器杯AⅢ、椀Cが極めて少ない点では同様の傾向は認められる。但し、皿Cについては、灯火器に使用している例も多いので、これを食器に含めるかどうか問題はあるが、今回の場合は極端に少ないということはない。

むしろ、今調査区出土土器を全体的にみた場合の宮との相違は、Ⅰ群土器が極端に少ないことがある。奈良時代後半にⅠ群土器が減少傾向にあることは宮でもみられるが、今調査地ではほとんどⅡ群土器に限られている点が注目される。いずれにしても、今後良好な一括資料によって宮と京、あるいは京の中での相違等、細かく検討していく必要があろう。

(註8) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ 1975

(註9) 註3と同じ

(註10) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』1983

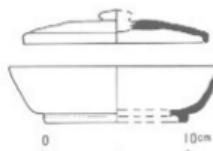


fig. 25 SB3739柱穴出土土器実測図

## 2. 瓦

今回の調査で出土した瓦は、軒丸瓦が2点、丸・平瓦が整理平箱で8箱と量が少ない。軒丸瓦はとともに外区を残す小片で、1点が珠文・線鋸歯文縁、他が6133型式と推定される珠文縁である。前者はⅡ区中央部、後者はⅠ区で出土。丸・平瓦はⅠ区の井戸S E 3615、九条条間路北側溝S D 2352及びⅡ区の坪内道路S F 3705付近からややまとまって出土した。丸瓦はいずれも玉縁丸瓦で、平瓦には一枚作りのほか桶巻き作りによるものが若干ある。

### 3 木製品(PL. 20、21、fig. 26~28)

木製品は、S D 2352・S E 3615・S E 3720・S E 3755・S E 3765より合わせて約50点が出土した。種類は祭祀具・服飾具・食膳具・文房具・農具・容器・その他部材が34点あり、他は用途不明の板状品・棒状品である。

**祭祀具** 斎串が3点ある(2~4)。細長い薄板ないし棒の一端を尖らせ、側面に切込みをほどこした串状品。3・4は薄板の上端を主頭状に、下端を剣先状に作り、左右両側面から切込みを入れる。ともに表・裏面を剖面のままでし、側面のみに削りをおこなう。3は切込みが側面の左右2箇所にあり、上方の切込みを下向きに、下方の切込みを上向きに入れ、1箇所の切込み回数は8~10回。長19.8cm、現存幅1.6cm、厚0.15cm、ヒノキ板目材、S E 3755出土。4は側面を割裂くように上端木口から切込みを入れ、1箇所の切込み回数は2回である。長16cm、幅2cm、厚0.2cm、ヒノキ板目材、S E 3755出土。2は角棒の側面に切込みを入れるもので、類例の少ない形態。剖材の四面を削り角棒に加工し、頭部を4方向から斜めに削り角錐状とする。他端の形状は欠失のため不明である。4側面のそれぞれに2箇所以上の切込みを入れ、切込みの位置を上から順に、左右→前後→左右→前後、切込みを入れる方向を上から順に、下向き→上向き→下向き→上向き、と変化させている。1箇所の切込み回数は8~9回。現存長31.6cm、径0.9×0.8cm、ヒノキ、S E 3755出土。

**服飾具** 棒が5点ある(6~10)。いわゆる挽歯の横櫛で、板の一側縁から細い歯を挽きだし、表面を平滑に研ぎあげる。平面形はいずれも長方形。肩部の形状は、7~10では丸味を帯び、6は欠失のため不明である。脊の上縁はいずれもゆるい弧を描き、その断面形は6が半円形、7が隅丸方形、8~10が生頭形を呈する。歯の挽き通し線は、6~9では脊の上縁に平行してゆるい曲線を描き、10では直線に引いている。歯は両面から交互に鋸で挽き、先端を両面から削って尖らす。歯の数は3cmあたりで、6が32枚、7が27枚、8が29枚、9が30枚、10が28枚。6:現存長2.9cm、脊高0.5cm、歯長2.1cm、厚0.4cm、イスノキ、S E 3615出土。7:現存長5.5cm、脊高0.6cm、歯長3.25cm、厚0.4cm、イスノキ、S E 3755出土。8:現存長5.4cm、脊高0.85cm、歯長3.2cm、厚0.8cm、イスノキ、S E 3615出土。9:現存長7.8cm、脊高0.9cm、歯長3.35cm、厚0.8cm、イスノキ、S E 3615出土。10:長14.6cm、脊高1.65cm、歯長3.55cm、厚0.9cm、イスノキ、S E 3615出土。

**食膳具** 粒子形木器が1点ある(5)。幅広い板目板の一端を身とし、頭部から次第に幅を狭めて柄を作るが、柄頭を欠失する。身の先端を半円形に作り、身の側縁から頭部への移行部は棱を落とし撫で肩とする。両面とも平坦で表裏の区別がない。身の先端を片面から少し削り薄めるが刃を付けてはおらず、断面形は丸味をもつ。身・頭部・柄とともに側縁の棱を落とし丸く仕上げる。現存長21.9cm、幅9.4cm、厚0.75cm、ヒノキ、S E 3755出土。

**文房具** 物指の断片が6片ある(1)。扁平な薄板に刻線で目盛りをつけたもの。6片は同一個体の可能性があるが互いに繋がらず、5片は両端を欠失し、1片にのみ一端面が残る。

3片を図示。表裏面・側面・端面ともに削って平滑に仕上げる。表面に1寸ごとの目盛りを入れ、その刻線は全幅を横断し一部で側面にも及ぶ箇所がある。1箇所だけ5分目盛りがあり、その刻線は全幅を横断せず2分の1の所で止まる。5寸をあらわす目盛りには「X」印を刻んでいる。「X」印を刻む破片が3点あるので、1尺の物指とすれば3本あったことになる。裏面にも目盛りを入れるが、間隔が5分・1寸・1寸5分・2寸5分と一定しない。表面の1寸刻み目盛りの間隔は2.925cm～3.025cmのばらつきがある(平均2.983cm)。現存長21.7cm・9.3cm・6.65cm・6.5cm・5.7cm・2.2cm、幅1.05cm・1.15cm・1.1cm・1.1cm・1.15cm・現存幅0.75cm、厚0.3cm。ウツギ柾目板。S E 3615出土

**農具** 鋤の身が1点ある(19)。板目の割板を削って作る。平面形は舌状をなし、頭部を山形とする。肩部下5.1cmの所に段があり、それ以下を鉄鋤先との着装部とする。鋤先への挿入部は両面から斜めに削られて尖る。前・後面ともに中央部を厚く、周縁に向ってやや薄く整える。身の上半部には、平面長方形の枘穴が後面に対し65°の着柄角度で開けられるが、柄は遺存しない。前面の枘穴から先端にかけては、枘穴幅で低い突審を削り出す。前面の枘穴の外側には柄があたった痕跡があり周囲より低く窪む。現存長32.7cm、幅20cm、厚1.9cm、柄孔5.1×3.6cm、アカガシ亜属、S E 3755出土。

**容器** 円形曲物の底板が11点、側板が2点、蓋が1点、側板・蓋が残るもの1点、側板・蓋・底板が残るもの2点がある。底板(12～15)はいずれも周縁を銳利な刃物で垂直に裁ち落とし、側面に側板固定用の木釘穴がある。木釘が残る例があり、12は5孔中1孔、13は4孔中2孔、14は7孔中5孔、15は6孔中1孔が残る。12・14・15の上面には黒漆が付着する。16は大型品でS E 3720の水溜に転用していたため底板はない。側板下端には底板を固定するための木釘留めの跡が17箇所ある。上下縁に縦をはめるが、上縦のみが残る。側板は重ね部分の1箇所で棒皮縫いをし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキをいれる。上縦は重ね部分の2箇所で棒皮縫いし、側板とは2箇所で棒皮縫いで固定している。下縦は3箇所で側板に木釘どめする。側板の上端部には相対する1箇所に幅6cm、深さ4cmのえぐり込みがある。内面全体に黒漆が付着する。17は側板に底板を10箇所で木釘留めし、下縁に縦をはめる。側板は重ね部分の1箇所で棒皮縫いをし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキを入れる。下縦は重ね部分の2箇所で棒皮縫いをし、8箇所以上で側板に木釘留めする。18は側板に底板を6箇所で木釘留めし、下縁に縦をはめる。側板は重ね部分の1箇所で棒皮縫いし、内面に縦平行線と斜平行線のケビキを入れる。蓋は重ね部分の1箇所で棒皮縫いし、6箇所で側板に木釘留めする。内面全体に黒漆が付着する。12：径20.5cm、厚0.9m、ヒノキ板目材、S E 3720出土。13：径20cm、現存厚0.8cm、ヒノキ板目材、S E 3765出土。14：径22cm、厚0.8cm、ヒノキ板目材、S E 3720出土。15：径19.4cm、厚0.8cm、ヒノキ板目材、S E 3720出土。16：径44.8cm、高30.3cm。17：復原径23.4cm、現存高4.9cm、S E 3720出土。18：径26.1cm、高10.8cm、S E 3615出土。

**部材(11)** 片側付ないし二方側付の枘を造り出した部材。現存長16.8cm。S E 3765出土。

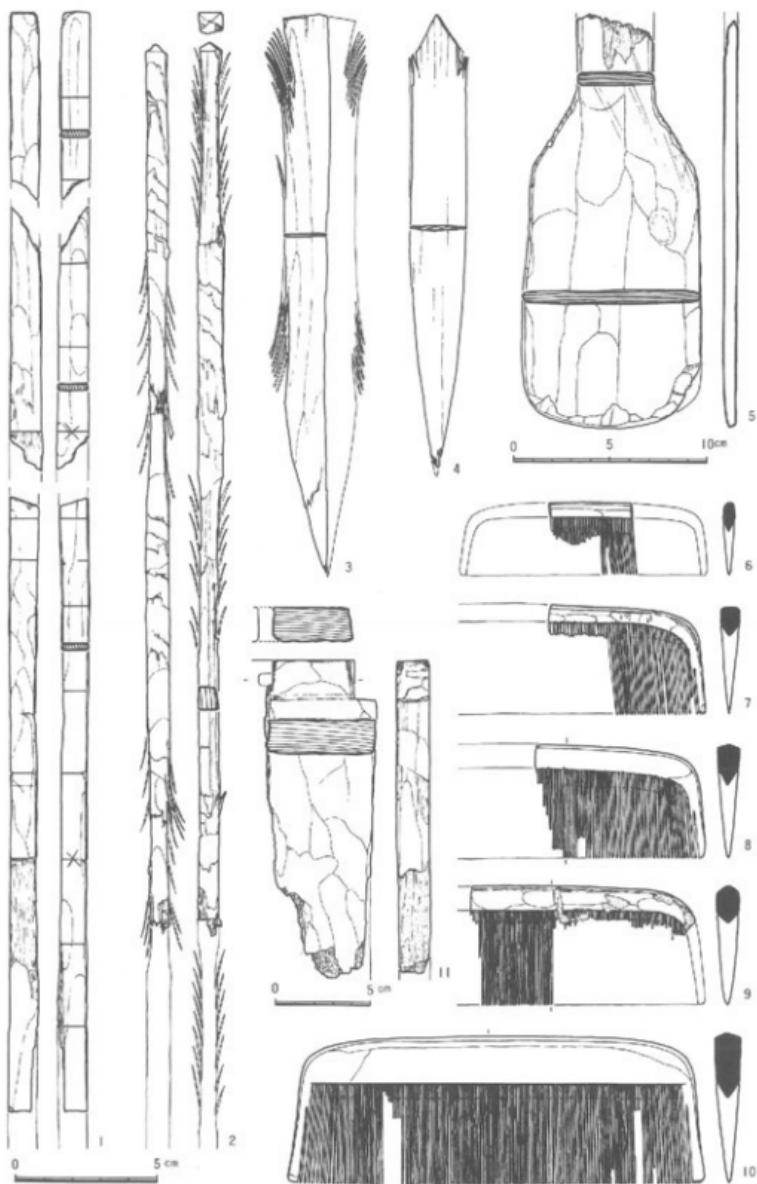


fig. 26 出土木製品実測図 I

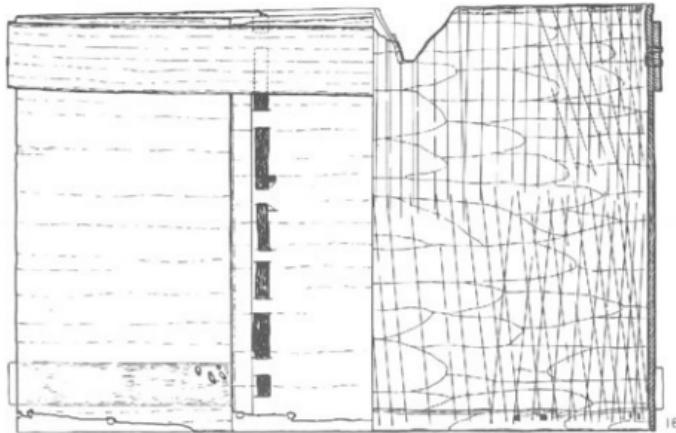
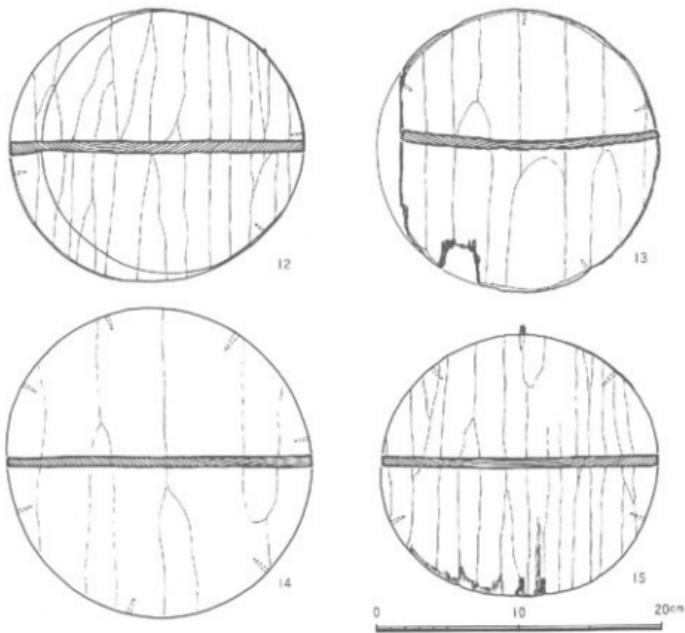
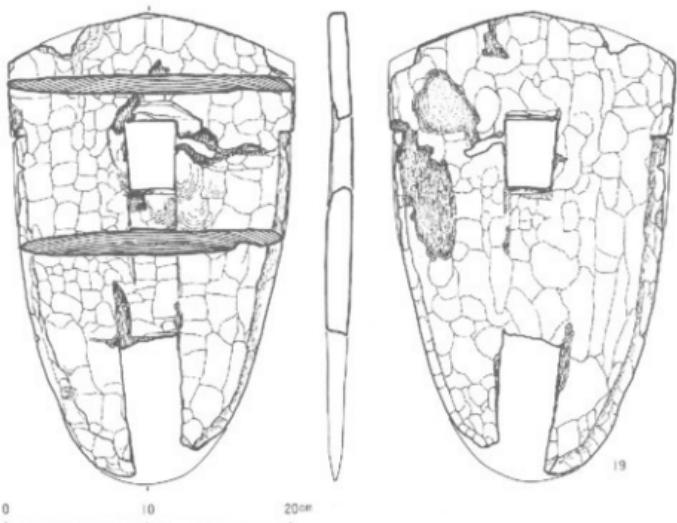
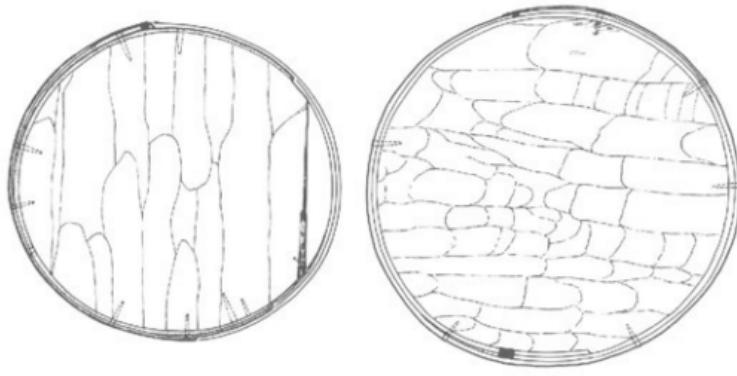


fig. 27 出土木製品実測図Ⅱ



0 10 20cm



17

18

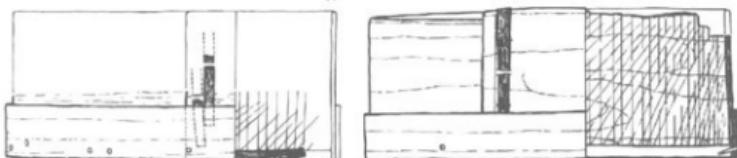
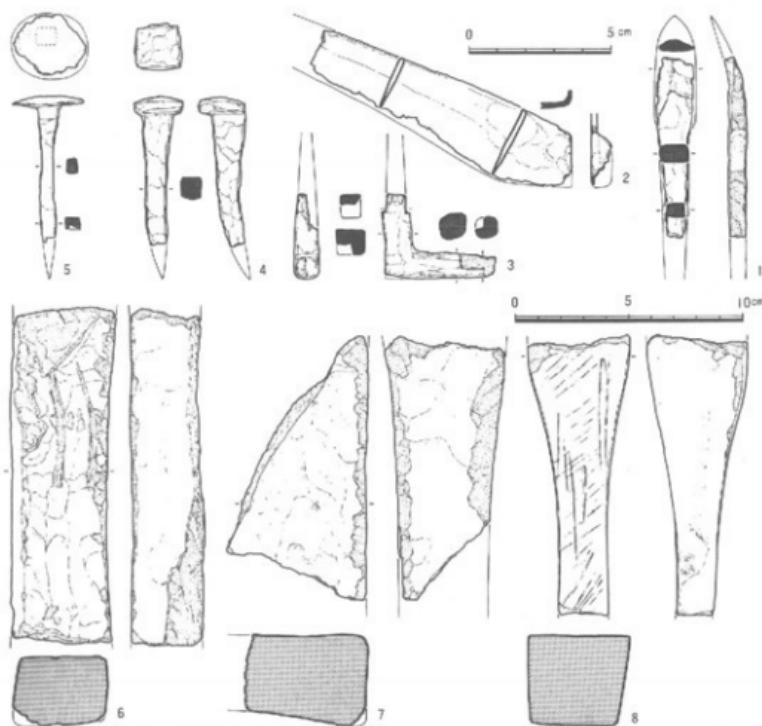


fig. 28 出土木製品実測図三

#### 4 金属製品・石製品(PL. 22、fig. 29)

鉄製品(1～5) 1は鉋で刃部の先端と茎の大半を欠失する。刃部は甲中央に鍔をもち両刃で、鉋特有の反りをもつ。現存長6.4cm、現存刃幅1.3cm、小溝出土。2は鎌で刃部を大きく欠失する。基端部に着柄のための折返しをもつ。現存長9.8cm、小溝出土。3は肘金具で、円環状の壺金具と組合せて櫃などの蓋と身を連繋するもの。脚と基部は断面正方形で、腕部は断面円形である。腕部長3.8cm、同径0.9cm、小溝出土。4は方頭釘。現存長5.2cm、小溝出土。5は円頭釘、現存長5.2cm、S E 3615出土。銅錢(9～12) 9は和同開珎で隸開の和同開珎A。鑄上がりが良好く錢文は鮮明。重量2.42g、径2.46cm、S E 3615出土。10～12は神功開寶。10は隸開で「功」が大きい神功開寶A、11は隸開で「刀」の第2画が長い神功開寶E、12は細分型式不明である。10：重量4.13g、径2.61cm、S D 2352出土。11：径2.48cm、S E 3615出土。12：S D 2352出土。磁石(6～8)はいずれも断面方形で表裏側面を使用している。6：現存長14.6cm、砂岩、S E 3755出土。7：現存長11.5cm、砂岩、小溝出土。

8：現存長12.2cm、砂岩、包含層出土。



42 fig. 29 出土金属製品実測図

## Vまとめ

### 1. 条坊復原と坪内区画施設

今回の調査では、条坊造構として九条条間路および十・十五坪坪境小路を検出し、また、十坪内部を区画すると考えられる施設として道路3条、東西堀4条、および東西溝1条を検出した。これらの造構と東堀河をはじめ本調査区周辺の条坊関連発掘調査成果をもとに、十坪を画す条坊路を推定復原し、十坪内における今回の調査区の位置を確認する。さらに、検出した坪内区画施設と考えられる造構が十坪内に占める位置、およびこれらによって区画される十坪の宅地割を検討したい。

#### A. 条坊復原 (fig. 30)

**九条条間路の復原** 九条条間路については、今回の南調査区西隣りの水田（現在は埋められ駐車場と化す）において1982年に当研究所が行った調査で南北両側溝を検出し、道路心位置 (fig. 30 A点) と、幅員8.5mが判明している。今回の調査では北側溝は検出したものの南側溝は調査区外であり、今回調査の発掘遺構のみから道路心を求めることがない。



fig. 30 条坊復原概念図

そこで今回の調査地における幅員も8.5mであると仮定し、道路心を求めた(B点)。以上の2点の座標をもとに九条条間路の国土地理院系に対する振れを算出するとW $0^{\circ}19'32''$ S(国土地理院系に対し、西で南 $0^{\circ}19'32''$ 振れるという意。以下同じ。)である。この振れと幅員8.5mにより、九条条間路を復原した。

**十・十五坪坪境小路の復原** 十・十五坪坪境小路は今回の調査で東西両側溝を検出し、道路心(C点)を確認するとともに、今回調査地における幅員が両側溝心間距離5.54mであることが判明した。この小路の南北延長上にあると考えられる小路の位置は、これまでに4地点で確認されている。このうち今回の調査地に最も近い地点は1982年に奈良市が行った東市跡第3次調査地である。(註11)左京八条三坊十一・十四坪間にあたり、今回調査地の北416.4mに位置する。ここでも東西両側溝を検出し、道路心(X=-149,950.00, Y=-17,107.68)と幅員7.0mを確認している。この2地点から求めた小路の振れはN $0^{\circ}27'05''$ Wである。幅員は5.54mと7.0mであり、2地点間で異なるが、これまでの平城京における小路の発掘調査成果を勘案すると、本来の幅員は両側溝心間距離20尺(5.92m、1尺=0.296m)であったと考えられる。振れと20尺の幅員によって、十坪の東辺は復原できた。

**十坪北辺および西辺小路の復原** 十坪の南辺と東辺は復原できたが、残るは北辺と西辺である。以下のよう復原した。まず、九条条間路と十・十五坪坪境小路それぞれの中心線の交点座標を求める(fig. 30イ点)。この交点を原点とし、東西方向は九条条間路の振れ(W $0^{\circ}19'32''$ S)、南北方向は十・十五坪坪境小路の振れ(N $0^{\circ}27'05''$ W)を用い、坪の1辺=450尺、1尺=0.296mと仮定し、残る3隅の交点座標を求めた。結果がtab. 2である。

(註11) ①左京八条三坊十一・十四坪坪境小路

奈良国立文化財研究所『昭和49年度 平城宮跡発掘調査部 発掘調査概報』1975

②左京四条三坊九・十六坪坪境小路

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和57年度』1983

③左京八条三坊九・十六坪坪境小路

奈良県教育委員会『平城京八条三坊発掘調査概報』1976

④左京八条三坊十一・十四坪坪境小路

奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査』I 1983

点名	位 置	震度	X座標値	Y座標値	備 考
A	九条条間路心		-149,474.55	-17,185.50	「平城京東市跡」左京八条三坊の発掘調査 1983年 奈良国立文化財研究所編
B	同上 振定位		-149,474.35	-17,180.30	今回測定の北側溝心より求めた推定位
C	十・十五坪坪境小路心		-149,366.40	-17,104.40	今回測定の北側溝心より求めた推定位
D	東堀河心		-149,474.50	-17,171.60	A点と同じ
イ	条坊路交点		-149,474.08	-17,103.55	fig.
ロ	同上		-149,340.89	-17,104.60	同上
ハ	同上		-149,341.65	-17,237.80	同上
ニ	同上		-149,474.84	-17,236.75	同上

tab. 2 十坪復原座標

**東堀河の復原** 東堀河は十坪中央部を南北に流れ、十坪を東西に2分しているから、十坪の宅地割を考える上で重要な意味をもつ。したがって、十坪内における東堀河を復原する必要がある。

東堀河はこれまでに4地点で遺構を確認している。北から順にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ地点とし、概要を述べる。

Ⅰ地点は1983年に奈良市が行った調査地で、左京六条三坊十坪にあたる。東堀河の東岸を17m検出したが、西岸は調査地外であり、確認できなかった。したがって、ここでの東堀河の中心は推定にとどまった。<sup>(註12)</sup>

Ⅱ地点は東堀河を発掘調査によって初めて初めて確認した調査地で、左京八条三坊九坪にあたる。1975年の当研究所による調査で東西両岸を検出し、中心位置をつかむとともに、東堀河が開削当初は幅10m、深さ1.4mの素掘りの堀であったと推定した。<sup>(註13)</sup>

Ⅲ地点は奈良市による東市跡第4次調査地(1983年)で、左京八条三坊十一坪の北辺部にあたる。八条三条間路と東堀河が交叉する部分を発掘し、堀河の西岸の一部、東岸および八条三条間路が東堀河を渡る木橋を検出した。この木橋の東西の中心が東堀河の中心に合致していたと考えると、橋心から東堀河心を押えることができる。木橋は2回の架替えがあるが、当初の橋(8世紀後半に属す)の橋脚から橋心(X=-148,941.35, Y=-17,174.30)を求めた。また、ここで東堀河の本来の幅は11~12m、深さは2m前後であったと推定した。

Ⅳ地点は今回の南調査区西隣りの水田である。ここでは東堀河の西岸およびⅢ地点と同様に三条間路が東堀河を渡る位置に架けられた木橋を検出した。Ⅲ地点と同じく橋心(D点)<sup>(註14)</sup>を東堀河心とし、座標値を求めた。また、本来の幅は11m、深さは2m程度であったと推定した。

以上の知見を総合すると、八~九条付近における東堀河の規模は幅11~12m、深さ2m程度と考えられる。また、中心線の振れをⅢ、Ⅳ地点の座標値から求めるとN $0^{\circ}10'25''W$ となる。

以上の作業によって復原できた十坪四周の条坊路と東堀河を図上に展開し、これに今回の調査区および1982年の東堀河調査の調査区を重ねた図がfig.30である。

#### B. 坪内区画施設 (fig. 30)

つぎに十坪内における坪内区画施設の占める位置の検討を行うが、その前に平城京内の宅地割と坪内区画施設について概観しておく。平城京の宅地割と坪内区画施設との関係については、1984年に当研究所が行った左京三条三坊三坪の発掘調査報告の中で検討が加えられた。<sup>(註15)</sup>

(註12) 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』1984

(註13) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976

(註14) 昭和59年奈良市教育委員会発行の『平城京東市跡推定地の調査』II報告書の5ページ、fig. 7をもとに図上に記載した。

(註15) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊三坪発掘調査報告』IV-3、佐藤信 1984

られている。それによると、まず坪内区画施設は(1)坪内をいくつかの宅地に分割する宅地割施設と(2)一つの宅地の内部を区画する宅地内区画施設の2種類に分けられる。そして、これまでのところ(1)宅地割施設には坪内道路や溝が多く、(2)宅地内区画施設には掘立柱塀が多いという傾向が指摘されている。今回の調査で検出した坪内区画施設には坪内道路・溝・掘立柱塀の3種類の造構があるが、fig. 30はこれらを造構の時期変遷とは関係なく書き入れたものである。また、図中の1点鎖線は条坊路の中軸線を基準とした十坪の東西および南北のそれぞれ $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{8}$ 分割線である。

はじめに直角に折れ曲がる坪内道路3条の位置を検討する。東西道路S F3700、3710はそれぞれ坪の $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{8}$ 分割線に近い位置にあるが、やや北に片寄る。S F3700の道路心は $\frac{1}{8}$ 分割線の北3.8m、S F3710の道路心は $\frac{1}{8}$ 分割線の北約4.7mに位置する。しかし、両道路の心心間距離は17.7mであり、これは坪の $\frac{1}{2}$ の長さである16.65mに近い。一方、南北道路S F3705は東側溝がほぼ坪の $\frac{1}{8}$ 分割線に合致し、道路心とのずれを計っても0.6mとわずかである。つまり、3条の道路は十坪東辺の坪境小路および十坪中央の東堀河とともに十坪を $\frac{1}{8}$ の区画に分割する機能を果している。ただし、東西方向は坪の $\frac{1}{8}$ 分割線に合致するものの、南北方向は坪の分割線より北に3.8~4.7m片寄った位置となる。

つぎに掘立柱塀4条と溝1条の位置を検討する。東西道路S F3700上にある東西塀S A 3730は道路と同様に $\frac{1}{8}$ 分割線の北約4mに位置する。また、北方の東西塀S A 3754および東西溝S D 3750は坪内道路S F3710の北側溝延長上にある。したがって、いずれも坪の分割線には合致しないが、坪内道路と同様に $\frac{1}{8}$ 分割線の北にずれており、坪内道路と同一の分割計画にもとづく区画施設と考えられる。Ⅱ区南部にある東西塀S A 3662は $\frac{1}{8}$ 分割線にほぼ合致する。また、Ⅱ区北部の南北塀S A 3855は $\frac{1}{8}$ 分割線の東約2.5mにあり、十坪を東西に $\frac{1}{8}$ 分割していた可能性が高い。

これらの坪内区画施設によって分割された宅地の面積を、区画施設の中軸線をもとに求めた結果がtab. 3である。(fig.30参照) ④および⑤宅地の面積はそれぞれ593.3m<sup>2</sup>、601.4m<sup>2</sup>となる。これらの面積は坪の計画寸法(1辺=450尺、1尺=0.296m)から求めた十坪の面積 $\frac{1}{8}$ m<sup>2</sup>の広さである554.5m<sup>2</sup>に近く、1坪を $\frac{1}{8}$ に分割する宅地分割が存在したことうかがわせる。一方、⑥宅地は南限および北限が掘立柱塀で仕切られており、面積は1396.6m<sup>2</sup>である。これは十坪の $\frac{1}{8}$ にあたる1108.9m<sup>2</sup>より287.7m<sup>2</sup>も広い。このような規則的分割とならない宅地割が実際に行われていたのかどうか、また行われていたとすれば、いかなる基準によって分割されていたのかなど、問題は残る。あるいは、坪内区画施設の中でも掘立柱塀は宅

宅地名	東西長さ	南北長さ	面積
④ 宅地	32.65m	18.17m	593.35m <sup>2</sup>
⑤ 宅地	33.95	17.72	601.59
⑥ 宅地	66.60	20.97	1396.60

tab. 3 宅地面積表

地内区画施設として使われていた例が多いというこれまでの傾向を考えると、⑥宅地を限る掘立柱塀は坪内をいくつかの宅地に分割する施設ではなく、宅地内の区画施設であった可能性もある。本論ではこうした可能性のあることを指摘するにとどめ、今後の平城京内宅地の調査事例の増加をまって、さらに検討を加えたい。

## 2. 十坪の建物配置と時期区分

今回の調査においては、十坪東半部の、上として堀河に沿った区域の遺構を明らかにすらことができた。その範囲は十坪のほぼ1割にある。遺構は比較的密で、とくにⅡ区の北半部では少なくとも4時期にわたって建物が重複するが、建物規模は概して小さい。以下、これらの遺構を重複による前後関係や伴出遺物及び建物間隔などを基にI-V期に区分し、この区域における建物配置の変遷を述べることにする。年代はⅣ-Ⅰの小結で述べた土器の年代から推定して、おおむねⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末頃、Ⅴ期が平安時代初頭頃に比定できる。

**I期 (fig. 31)** この時期の遺構には、建物11棟 (SB3616・3660・3661・3668・3670・3680・3722・3729・3752・3760・3857)、塀2条 (SA3754・3856) がある。すでに述べたように、九条条間路と十・十五坪境小路及び堀河はこの時期には形成されている。建物・塀はいずれも方位が国上座標に対して北で西に約3度振れる。

この時期には、中心となる規模の大きな建物がなく、塀も部分的に2条を検出したにすぎないため、坪内の利用状況や建物配置を確定しがたいが、建物はいくつかの群にまとまる。Ⅱ区北辺では、SB3760とSB3857が北廻と北側柱の柱筋を揃え、30尺の距離で東西に並ぶ。SB3760とSB3857の中間(妻から各15尺)には南北塀 SA3856があり、両建物を区切る。Ⅱ区中央では、SB3739とSB3752が約8尺の距離をおいて南北に並ぶ。SB3739が桁行4間、SB3752が桁行3間であって、両建物は中軸を揃えていた可能性が強い。SB3752の北7尺には東西塀 SA3754があり、北を向す。Ⅱ区南半では、SB3668とSB3680が6尺の距離をおいて東西に並び、SB3660とSB3661が東側柱筋を揃え、10尺の距離をおいて南北に並ぶ。SB3680は純柱建物で倉庫、SB3660も方形の建物で倉庫と推測できる。倉庫1棟と他の建物が一組となり、かなりの距離(約61尺)をへだてて存在していたことになる。

堀河を西限とする十坪東半分の東西の中軸、すなわち十坪の東西の4分割位置は、Ⅱ区の東端近くになる。Ⅱ区北辺の南北塀 SA3856は、ほぼこの4分割位置にあたるが、SB3760・3857が同一の計画配置に基づくことから、宅地内の部分的な区画施設と推測できる。また、Ⅱ区南半のSB3668・3680、SB3660・3661も4分割位置にまたがって存在することから、この時期には十坪の東半部をさらに東西に2分する宅地はなかった可能性が強い。一方、十坪の南北の2・4分割位置にはSB3668・3680、SB3760・3857があり、8分割位置にはSB3752があって、南北方向の宅地分割もないようと思われる。だが、東西塀 SA

3754は、Ⅱ期に存在する馬町などの宅地の北を限る溝 S D3750に近接する。おそらく、S A3754はⅡ区の北辺と中央部の二つの建物群を区画した跡であって宅地はⅠ期に遡ってほぼ同じ位置で区分されていたのであろう。Ⅱ区中央の建物群と南半の S B3668・3680は、それぞれの建物は近接して建つが、群としては北西と東南に分離して存在する。区画を示す造構は残っていないが、両建物群は北と南の、別個の宅地に属していたと考えるべきであろう。したがって、Ⅱ区中央の建物群には馬町の宅地が、またⅡ区北辺の建物には馬町もしくはそれ以上の宅地が推定できる。Ⅱ区南半の2組の建物群もかなりの距離をおいて存在するが、その中間に S B3670とその替えと考える S B3722がある点でやや異なる。これらが一体のものであって、広場風の空間地の周間に建物を配した馬町もしくはそれ以上の宅地であるのか、S B3660・3661が別個の建物であって、北寄りに馬町などの宅地が区分されていたのかは明らかにしがたい。Ⅰ区の S B3616は宅地規模が明らかでない。

Ⅱ期 (fig. 31) この時期の造構には、建物10棟 (S B3648・3663・3667・3669・3736・3740・3751・3763・3764・3850)、堀7条 (S A3662・3721・3730・3841・3848A・3848B・3852)、溝1条 (S D3750)、井戸3基 (S E3615・3720・3755) がある。建物・堀は方位が国土地標にはば一致するが、S B3751は北で西に1度ほど振れる。

この時期は、Ⅰ期の建物・堀を全面的に撤去し、東西に細長い宅地割に従って新たに建物を建てた時期である。宅地割はⅡ区南半の東西堀 S A3662、Ⅱ区中央の東西堀 S A3730、Ⅱ区北半の東西溝 S D3750によって行なわれている。S A3730は十坪の南北の2分割位置から12尺(4.2 m)ほど北、S D3750は8分割位置から18尺(5.4 m)ほど北になるが、S A3662は8分割位置にはば一致する。S A3730とS A3662の心々距離は71尺(21.2 m)、S A3730とS D3750の心々距離は60尺(18.0 m)で、坪の南北長(道路心々距離)450尺のはば3分にあたる。坪全体からみるとば馬町の宅地になる。Ⅱ区の南辺と北辺の宅地も建物の大きさや配置から同じような規模と推定でき、十坪東半部においては基本的には2行8門制による細かい宅地割が行なわれていた可能性が強い。

次に、宅地内部の建物配置をみてみよう。Ⅱ区北辺では、宅地の西寄りに井戸 S E3755を設け、その北と西に小規模な建物 S B3763・3850を配す。S B3850とS E3755の間には目隠堀 S A3848A・Bがある。S B3763の南側柱には東西堀 S A3852が取り付き、東に延びる。宅地の東辺や北寄りには、総柱の倉庫風建物 S B3764があり、この南に主屋が想定できる。Ⅱ区中央では、宅地の西辺にやや規模の大きな建物 S B3740・3751を雁行させておき、中央近くに総柱の倉庫風建物 S B3736と井戸 S E3720を置いて、両群を南北堀 S A3841で一部区切る。主屋は S B3736の東に推定できよう。ちなみに S A3841と S B3736との距離は16尺、S A3841と S B3740との距離は28尺、S B3740と南限の堀 S A3730との距離は約23尺である。Ⅱ区南半の北寄りの宅地では、中央近くに8尺の距離をおいて S B3667・3669を南北に並べるが、西半部が空間地になる。宅地の北限堀 S A3730と S B3669との距離は5尺、南限堀 S A3662と S B3667との距離は約33尺である。Ⅱ区南辺では、宅地の

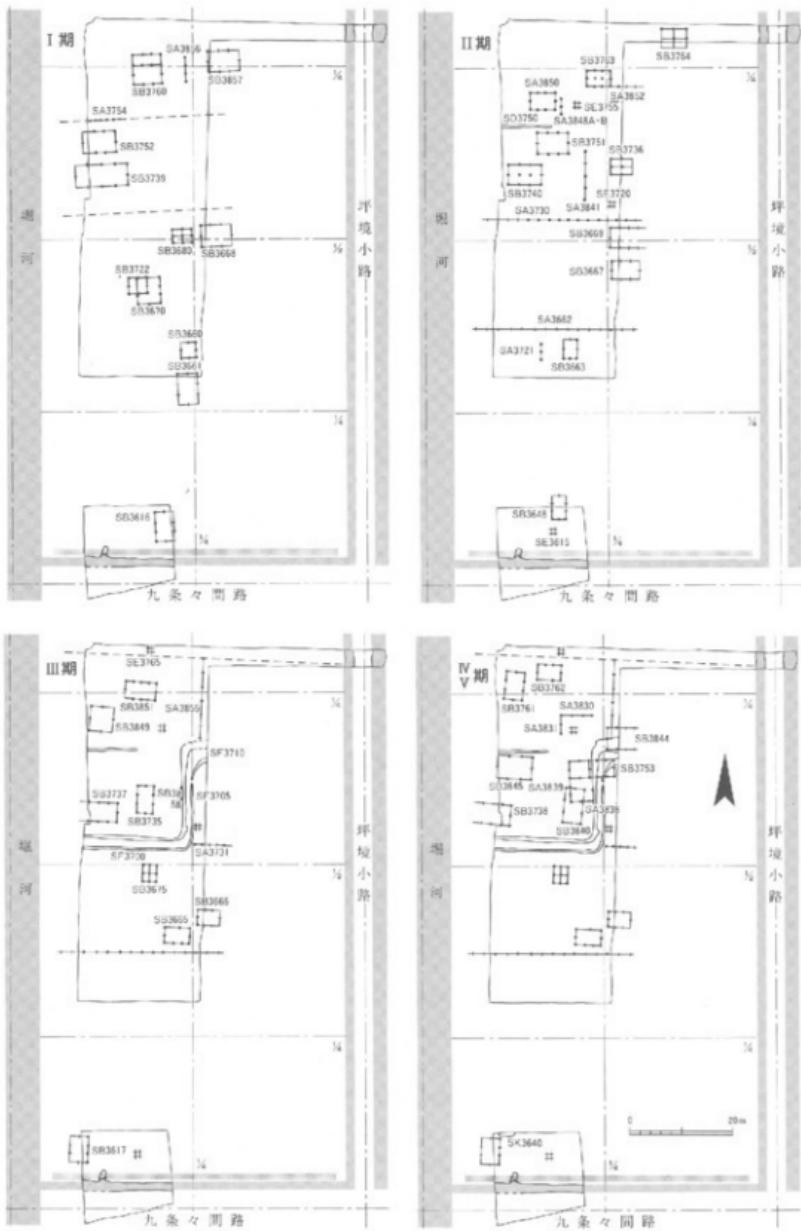


fig. 31 造構変遷図

西寄りに小規模な建物1棟をおき、その西14尺に目隠塀を設けている。主屋は東半部に想定できよう。I区では建物1棟と井戸S E3615があるが、宅地規模は明らかでない。

III期(fig. 31) この時期の遺構には、建物9棟(S B3617・3665・3666・3675・3735・3737・3849・3851・3858)、堀2条(S A3731・3855)、道路3条(S F3700・3705・3710)とその側溝6条(S D3701・3702・3703・3704・3706・3707)、井戸1基(S E3765)があり、井戸S E3615・3720・3755、東西堀S A3662及び東西溝S D3750はこの時期にも存続する。建物・堀の多くは方位が国土地標に対して北で西に約2度振れるが、S B3849・3851は北で西に約5度振れる。

この時期は、II期の宅地割を基本としてさらにその細分化が行なわれた時期であり、II期の建物を全面的に撤去し新たに建物を建てている。宅地割で大きく変わるのはII区中央である。ここでは南限の東西堀S A3730を廃してその位置に道路S F3700を設け、これと道路S F3705・3710を鍵の手に連結して宅地を各町に分割する。西半部の北限はII期の東西溝S D3750を踏襲するが、東半部は北を新設の道路S F3710、南を新設の東西堀S A3731で画す。II区北辺の宅地もほぼ中央部に南北堀S A3855を設け各町に分割するが、II区南半ではII期の宅地割を踏襲する。

II区北辺の東半部の宅地には遺構がないが、西半部の宅地では井戸S E3735があり、その北と西に東西棟と南北棟建物を鍵の手に配置している。新設された井戸S E3765は北側の別個の宅地に属するのであろう。II区中央の西半部の宅地も類似した建物配置をとる。建物規模や柱間寸法から、ともに東西棟が主屋、南北棟が副屋と推測できる。なお、II区中央の西半部の宅地では、道路S F3705に面して門S B3858を開く。S B3858の位置は宅地の南北中軸線上にほぼ一致する。井戸S E3720は道路S F3705の建設に伴って東半部の宅地に取り込まれる。II区南半の北寄りの宅地では、中央部南辺に2棟の建物を鍵の手に配置し、北東にやや離れて倉庫風の建物を置く。II区南辺は遺構がなく、すでに宅地でなくなっていた可能性がある。

IV期(fig. 31) この時期は、III期の宅地割を踏襲し、II区北半の建物を建替えた時期である。II区南半の建物・堀は建替えがなく、そのまま存続していた可能性がある。I区のS B3617もすぐ北に土壤S K3640が設けられていることからこの時期に存続しよう。

II区北半で新たに建てられた建物は5棟(S B3738・3761・3762・3840・3845)である。方位は国土地標に対してS B3762・3845が北で東に2~3度、他が北で東に約6度振れる。

II区北辺の西半部の宅地では、III期と同様に井戸S E3755の北西に2棟の建物を鍵の手に配置する。II区中央の西半部の宅地でもIII期の建物位置をほぼ踏襲して2棟の建物を鍵の手に配置するが、ここでは別に1棟増加され計3棟となる。

V期(fig. 31) この時期の遺構には、建物2棟(S B3753・3844)、堀4条(S A3830・3831・3838・3839)があり、井戸S E3755はこの時期まで存続する。建物がかつての道路S F3705・3710上に建てられていることから、IV期の建物・堀などはすべて廃絶していた

と推測できる。建物はS E 3755の東と南に鍵の手に配置する。S B 3753の南西部はL字形の堀 S A 3838・3839で開み、S E 3755の北西部も同様の堀 S A 3830・3831で開く。この時期には他に構造がなく、開放とした状況といえる。

以上のほかに、建物3棟(S B 3846・3853・3854)があるが、方位がかなり振れ、伴出遺物もないことから時期が明らかでない。堀 S A 3843はV期以降のもので、中世になる可能性がある。

### 3. 小規模宅地の建物構成—月借銭解の再検討を通じて—

今回の調査で明かとなった十坪の遺構の時期変遷については前節で述べたとおりであり、從来平城京の宅地割や宅地内部の構造について指摘されていた次の諸点を再確認した。(1)宅地の規模は次第に拡大する例が多いなかで、五条以南では宅地が細分化されてゆく傾向がある、(2)宅地内部の建物配置について、小規模宅地の場合は雁行式(棟方向を揃えた建物2棟を柱筋を連れて横または前後に斜めに連ねる型)やL字式(建物2棟を棟方向を直交させ近接して配する型)が多い、(3)宅地割施設として道路・溝・掘立柱等がみられる。更に今回の調査では從来の指摘の再確認にとどまらず、いくつかの新知見を加えることができた。(4)從来文献史料の上だけで存在が予測されていた光町の宅地を初めて確認した、(5)光町の宅地が奈良時代前半に遡る可能性ができた、(6)奈良時代後半の光町の宅地に縦柱の掘立柱建物を検出した。

ここでは、今回新たに確認した光町の宅地を始めとする平城京の小規模宅地が内包する問題について、まず文献史料の検討を行い、次ぎに今回の調査成果について若干の補足を加えることとする。

**宅地割資料としての月借銭解の史料的検討(PL. 23, 24, 25)** 平城京における小規模宅地の存在を示す文献史料として常に用いられるものに正倉院文書中にある月借銭解がある。月借銭解とは、造東大寺司の写経所で写経に従事した下級官人である写経生たちが種々の動産や不動産を質物として写経所に借金を申し込んだ文書で、そのうちの宝龜3(772)年や

月借銭解の年月日	経師名	「家」の所在	「地」	「在物」	月借銭の額	備考	出典
宝龜3.2.25	丈部承足	右京三条三坊	十六分之下 (1/32町)	板垣2間	500文	11分半3町 (葛下部)	6-273
同3.11.27	*	*	十六分之下 (1/32町)	板垣3間	1,000	11分半3町(8段) (葛下部)	19-297
同3.12.28	田部國守	左京九条三坊	十六分之四 (1/64町)	板垣2間	500		6-425
同3.12.28	古部忍男	*	十六分之四一 (1/64町)	板垣2間	500		6-425
同3.12.29	他田舎人承足	左京八条四坊	十六分之四分之二 (1/64町)	板垣1間	200		6-426
同3.12.29	森内連實公	左京八条四坊	同一分之二 (1/32町)	板垣2間	500		6-509
同4.4.5	山部封間万呂	*	十六分之二 (1/16町)	板垣2間	600		6-567
同5.2.10	大宅首童子 男入石小介	右京八条三坊	十六分之二 (1/16町)	板垣5間	1,000		6-567

tab. 4 月借銭解の小規模宅地

出典は全て『大日本古文書』により、例えは6-273とあるのは第六卷273頁であることを示す。

間4年に作成された月借錢解のなかに写経生たちが平城京内に有していた「家一区」を質物とした例がある。そのなかで宅地の規模が明記されている例を表にまとめたのがtab.4である。

tab.4からは、従来より指摘されている点も含めておおよそ次の諸点が確認できる。宅地割については、①写経生たち下級官人の宅地が坪の $\frac{1}{16}$ を基準として表わされる例が多い、しかし、②実際の下級官人の宅地は基準である $\frac{1}{16}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ 、即ち $\frac{1}{8}$ 町や $\frac{1}{16}$ 町である。一方、③下級官人の宅地のなかには坪の $\frac{1}{16}$ を基準として表わされる例もわずかながら1例存在する。宅地内部の構造にかかわることでは、④下級官人たちの $\frac{1}{16}$ ～ $\frac{1}{8}$ 町程度の宅地には平均2～3棟の板屋が存在した、しかし、⑤そのなかに「倉」の存在は確認できない。こうした小規模宅地の分布の傾向として、⑥平城京の南辺に近い八条や九条で、しかも東西両端に近い三坊や四坊、あるいは外京に集中している。

まず、小規模宅地の分布に関する⑥については、平城京内における居住者の位階分布から高位の官人が平城宮近辺に宅地を占めているとの指摘の裏返しとして当然のことである。

次ぎに、宅地割に関する①～③についてみる。①は平城京における宅地規模を表示する基準として $\frac{1}{16}$ 町を想定する有力な史料的根拠とされる点である。しかし、 $\frac{1}{16}$ 町という基準が平城京遷都当初にまで遡り、宅地班給の基準の一つであったか否かは検討の余地がある。①～③から推測されるのは、宝龜年間を遡るある時期に $\frac{1}{16}$ 町宅地が出現し、宝龜年間には少くとも宅地の規模を表示する基準の一つとして $\frac{1}{16}$ 町という単位が認められるに至り、更にこの頃には宅地の細分化が一段と進行して現実には $\frac{1}{8}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ の規模( $\frac{1}{8}$ 町や $\frac{1}{16}$ 町)が下級官人の宅地として標準的なものとなりつつあり、そのなかでも $\frac{1}{16}$ 町宅地が新たな宅地規模を示す基準の一つと認められるようになってきていた、ということである。

下級官人の宅地の内部構造に関する④⑤については、既に彼らの宅地が全て板屋で構成され「倉」は存在しなかったと指摘され、これらのが下級官人の戸の京戸あるいは京の居住者としての経済的な自立を示唆するとの見解も出されている。このように考える前提には、当然、月借錢解に質物として記載されている建物がその宅地に存在する全ての建物であるとの理解があるが、かかる前提が成立しうるか否かの検討がまず必要である。そこで注目されるのは、tab.4の丈部浜足に関する二通の月借錢解の存在である。二通の解は、9ヶ月余りの間にわたりて右京三条三坊にある宅地を質に借金を申し込んだことを記している。丈部浜足が同じ坊内に同一規模の宅地を二箇所ほど同時期に有していたと考えるのではなく、同一の宅地について二度入質したとすると、二通の解に記された板屋の数に齟齬のある点が留意される。二通の解それぞれに記された数の板屋が実際に $\frac{1}{16}$ 町宅地に存在していた全建物であるとすると、丈部浜足は9ヶ月余りの間に自らの宅地内に新たに1棟の板屋を建て増したことになり、下級官人の京内にある宅地における実生活の一端を窺わせる貴重な文献史料となる。しかし、實際にはいずれの時点においてもこの宅地には3棟以上の板屋が存在し、丈部浜足が必要とした金額の多少に応じて2月にはその

うちの2棟を、11月には3棟を、それぞれ質物としたと解することもできる。以上の解釈を示唆するのは次の二点にある。第一に、2月の解をみると、浜足の借錢額を記した「壹貫文」が朱筆で抹消され「伍佰文」と訂正されていることから、浜足は2月の解で1貫文の錢を借りるために「地」<sup>(1226)</sup>町・板屋2棟の「家一区」と田分田3町を質物としたが、實際には500文しか借りられなかった。そこで浜足は11月にまた1貫文を必要とした時に入質する板屋の数及び口分田の額を増したと考えることができる。猶、板屋同様、11月の解で入質された口分田の額が2月に比べ8段益している点について、この二通の解が作成された9ヶ月余りの間に班田収授が行われ口分田が増加したためにいずれの場合もまたま浜足の戸の全口分田を入質したにすぎないのであって、いずれも板屋・口分田については全てであるとの解釈が成り立つかに見えるが、班年は宝亀3年ではなく宝亀4年であるので、この解釈は成り立ち難い。<sup>(1227)</sup>第二に、本来「家」を構成する重要な要素であるはずの建物が「地」とは別個にそれだけで入質・売買・施入され、実際に建物だけが解体され別の地へ運ばれてのち建てられている例もしばしばみられる。<sup>(1228)</sup>建物が不動産たる「地」と密接な関係を保ちながらも動産としての側面を強く有していた可能性がある。家地の売買や入質の文書で、まま建物がその「地」の「在物」として記されることがあり、これも「地」とそこにある建物との緊密な関連を示すとともに、建物が「物」(「財物」「資財」といった語で表される動産)として扱えられていたことを示唆しているよう。以上の二点を考慮すると、一般に、月借錢解にあらわれる建物がその宅地に存在する全ての建物であるか否かについては慎重な検討が必要だということになる。一方また、このように月借錢解にあらわれる建物がその宅地にある全建物を網羅していない可能性が出てくると、⑤の月借錢解に「倉」があらわれないことが、<sup>(1229)</sup>16町といつた小規模な宅地に「倉」が存在しなかったことを示すと結論付けるのは問題であり、そこから一般の京戸や京の居住者の経済的な末自立を導き出すのも慎重であらねばなるまい。「倉」について言えば、月借錢解以外の平城京の宅地に関する史料では、「倉」だけではなく「屋」にも「資財」が収納されていたことが確認でき、「屋」と表現される建物にも収納施設として的一面をもつものがあったことは間違いない。問題は、「倉」と「屋」の相違が建築構造の相違に由来するだけなのか、あるいは収納される動産の内容や、消費・蓄財の在り方とも関連するのか、という点にある。

**遺構上の建物構成** 上述の月借錢解の史料的検討から導き出された平城京の小規模宅地に関する問題点を踏まえ、今回の調査成果について若干の検討を加えておこう。

宅地割については、既述の如く(4)(5)の点を確認した。しかし、このうち(5)の奈良時代前半に遡る可能性のある16町宅地の場合、実際には、十坪の東西中軸線上を東堀河が南流していたことに制約され、東西に細長い16町宅地が東半16町と西半16町とに二分されたために、必然的に16町宅地が生まれたと解すべきで、極めて特殊な事例と見做すべきであろう。従来の調査で16町宅地より小規模な宅地は奈良時代前半に遡って確認されていないことも考慮すると、今回確認した16町宅地の例をもって直ちに16町宅地が奈良時代前半に一般的

に存在していたとすることはできない。

宅地の内部構造に関連した施設として既述の(6)の総柱の掘立柱建物の検出がある。以前、畿内の古代村落遺跡との比較を通じ、平城京の宅地に発掘調査によって倉庫と確認しうる総柱の掘立柱建物は存在しないとされていたが、文献史料の上では平城京の宅地にも「倉」の存在が確認でき、発掘調査によって検出される総柱構造を伴わない倉庫の機能をもつ建物が存在するのではないかとの推定されていた。しかし、近年の平城京の調査では、京の宅地にも倉庫と考えられる総柱の掘立柱建物の検出例が次第に増加する傾向にある。ただし、従来の発掘調査で検出された例の多くは宅地の規模が明らかでなかったり、<sup>(TATE)</sup> 5町以上の中・大規模宅地の場合に限られていた。したがって、奈良時代後半の<sup>(TSU)</sup> 5町宅地に伴う総柱建物の確認は小規模宅地の例として貴重である。ただ、造構として検出された総柱建物の倉庫が即座に文献史料にあらわれる「倉」と全く同じものと考えてよいのかは別問題で、先に述べた文献史料上の「倉」と「屋」との問題ともかかわらせて理解する必要がある。

以上、今回の調査で得られた宅地割及び宅地の内部構造に関する成果は大きいが、その評価には今後の解明にまつべき問題点も多い。殊に、文献史料が平城京の宅地について有している情報量とその質についてはかなり限界があり、その扱いにも慎重さが要求される。いずれにしろ、文献史料と発掘調査の成果を安易に結び付けるのは避けるべきで、今後の両方面における研究調査の成果の積み重ねに期待される点が大きい。

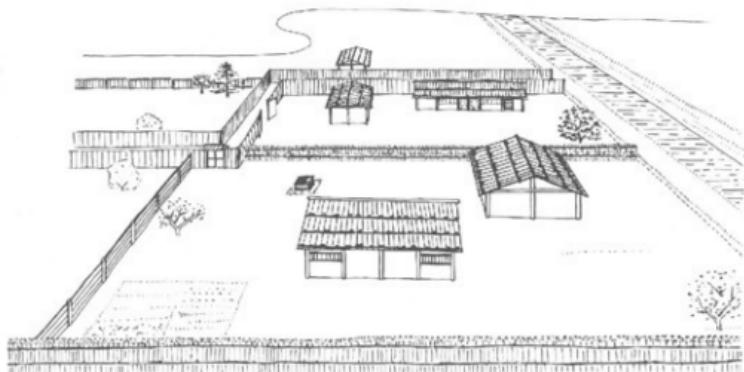


fig.32 Ⅱ期の宅地復原想像図(北から)

- (註16) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告』1985
- (註17) 町山章「都市」(『岩波講座日本考古学』4集落と祭祀所収 1986)
- (註18) 註16報告書。
- (註19) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』1984
- (註20) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條四坊九坪発掘調査報告』1983 猶、発掘調査の成果から、宮に近いほど宅地の規模は大きく、遠ざかるに従って小さくなる傾向があることも既に黒崎直「平城京における宅地の構造」(『日本古代の都城と国家』所収 1984)に指摘がある。
- (註21) 古くは、喜田貢吉「本邦都城の割」(『歴史地理』18-6 1911)、田村吉永「平城京内の宅地割について」(『大和志』5-8 1938)、松崎宗雄「平城京宅地割の一例」(『建築史』2-6 1940)、大井重二郎「平城京と条坊制度の研究」1966等、近年では、北村俊季「京戸について—都市としての平城京一」(『史学雑誌』93-6 1984)、柴原永遠男「都のくらし」(『古代を考える奈良』所収 1985)等。
- (註22) 註21北村論文。
- (註23) 従来、月借錢解に記された「宅地1箇所だけが呼経生たちの京内での宅地であるとの暗黙の了解があるようであるが、実は全くその保証はないのであり、検討の余地を残している。
- (註24) 虎尾俊哉『研田取授法の研究』1961
- (註25) 固みに、以上の如くに考えてよいなら、2月の解に記された3町も11月の解に記された3町8段も、いずれも太部源足の戸の令受田額である(中村順蔵「平城京—その市民生活」歴史と地理 334 1983年6月、註21北村論文、註21柴原論文、等)との保証はないこととなり、下級官人の京住居者である同戸の規模をこれらの史料から直接復原推定するのは困難となる。
- (註26) 月借錢解にみられる入賃の例としては、宝亀3年8月29日猪子公等解(『大日古』6-319)、宝亀3年6月15日坂合部秋人解(『大日古』19-312)、宝亀3年9月8日物部首乙麻呂・唐広成解(『大日古』19-305)、宝亀3年9月11日僧行芬解(『大日古』19-300)等。先賃による移築の例としては、藤原豊成が紫香楽に有していた板屋を購入し食堂として石山寺に移築した例(『大日古』16-206等)、越前国桑原庄での板屋の購入例(『大日古』4-52等)等。施入の例としては、やはり石山寺へ施入移築された法隆院師の板殿(『大日古』16-204等)があり、現在に遺る建築にも法隆寺東院伝法堂のような例もある。
- (註27) 日本の古代において、建物を不動産たる土地と同一視したか否か疑問の余地があることについてには、例えば石井良助「日本法制史概況」1948に指摘だけがある。
- (註28) 月借錢解にあらわれる「在物」の語については、註21大井著書に板屋に「物を含む」意であるとの解説が示されている。しかし、同じ月借錢解にあらわれる「在板屋二間」亦は「在物」の「物」が省略された表現と理解できるし、また家地の売却等(例えば、宝亀3年8月11日大宅朝臣船人権『大日古』6-389)に記された「在物」は明らかにその上地に「在る」物との意味である。
- (註29) ただし、支那源足の場合を除いて、他の例では宅地とともにに入賃された建物がそこに存在した全建物であった可能性は十分にある。
- (註30) 例えば、奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』第一 1971 所収の唐招提寺文書大之卷第一号文書。
- (註31) 鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」(『歴史評論』346 1979)
- (註32) 註30参照。
- (註33) 註20黒崎論文。
- (註34) 註20報告書、奈良国立文化財研究所編『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982等

#### 4 年輪年代法による井戸棒の年代推定

遺跡から出土する木製品のなかで、年輪年代法による年代測定の可能な試料には柱根、曲物、折敷、井戸棒等がある。平城京左京九条三坊十坪の発掘調査によって検出した S E 3615には、遺存状態の良好な井戸棒が7段残存していた。このなかから3点を選定し、年代測定を行なうこととした。

##### 試料と方法

試料3点の樹種はヒノキであり、このうちの1点はきわめて珍らしいことであるが一部に樹皮が残存していた。年輪幅の計測は、板材の木に面をカッターナイフで測定部分を薄く削った後、年輪読取器で読みとり、コンピュータに入力した。年輪変動パターンの照合は、B.C.37年～A.D.1984年までのヒノキの標準年輪変動パターンを基準とし、3点の年輪変動パターンをそれぞれ試料年輪変動パターンとしてコンピュータと目視とで重複位置の検討を行なった。

##### 結果と考察

3点をそれぞれA、B、Cとすると、年輪数は130、160、154年を数えた。このうち樹皮が残存していた板材は、Cである。まづ、コンピュータで標準年輪変動パターンと3点の試料年輪変動パターンとの相関を求めた結果、Aは標準年輪変動パターンのA.D.479年～608年、BはA.D.468年～627年、Cは568年～721年の間で最も高い相関を示した。つぎに、相互の年輪変動バターングラフを透視台に重ねあわせておき、両者の重複位置を検討した結果、3点ともコンピュータで検出した年代位置で合致していることを確認した。よって、3点のうちCが最も新しい年代を示し、その伐採年代はA.D.721年である。このように、樹皮が残存している試料であれば、その材の正確な伐採年代を決定できる。ただし、最終形式年輪のなかの夏材部の形成状況によっては測定年代に1年の誤差が生じる場合がある。  
1生長輪のなかの木材組織を細かくみると、大型で薄膜の仮道管からなる春材部と、小型で厚膜の仮道管からなる夏材部とで構成されている。春材部は春から夏にかけて、夏材部は夏から秋にかけて形成される。したがって、試料の最終形成年輪が春材部のみからなっていて、夏材部がまだ形成されていないものについては、伐採時期を夏期と特定し、試料材の伐採年代にあてることができる。また、春材部につづく夏材部がわずかでも形成されてしまえば、その伐採時期を夏から秋にかけてと推定できる。しかし、最終形成年輪の春材部と夏材部との1組がすでに形成されている場合は、その伐採時期がほぼ11月頃から4月頃までの暦年の2年にまたがった時期が想定され、伐採年代はこの2年間のいずれか特定しがたい。今回の場合、Cの最終形成年輪(A.D.721年)についてみると、春材部とこれにつづく夏材部の仮道管が2ないし3列形成されているものの、明瞭な年輪界を形成するにいたっていない。したがって、この板材の伐採年代はA.D.721年と特定できる。よってS E 3615の作られた年代は、A.D.721年以後と推察される。

## 5 結語

本文中に詳述したように、今回の平城京左京九条三坊上坪の調査では、小規模宅地の変遷の様子が明らかとなった。ここでは調査成果全体のまとめと問題点を指摘しておきたい。

十坪東半部にあたる今調査地での宅地変遷は、奈良時代については大きく4つの時期変遷がみられた。第Ⅰ期に宅地割を中心みると、Ⅰ期は、区画施設が小規模な東西堀一筋しか検出していないため、調査地全体の宅地分割を明確にするには至っていないが、少くとも一区画については1町宅地と推測される。Ⅱ期は確実な1町宅地が2区画は確認でき、2行8門制による宅地分割が行われていた可能性が高い。Ⅲ期は、Ⅱ期の区画割を踏襲しつつも鍵の手に曲る道路によって分割されたさらに細かい1町宅地がつくられている。Ⅳ期は宅地内の建て替えにとどまり、区画はⅢ期をそのまま踏襲している。

以上のような宅地割の変遷からは、宅地が細分されて小規模化していく傾向が端的に示されている。同時に、Ⅰ期ではそれ程顕著ではない1町宅地が、Ⅱ期では一般化していることや、1町宅地の場合でも鍵の手道路が示すように当初からこの区画で全体が計画的に区分されていたのではなく、より大きな宅地の一部分を区分したと考えられること、などから実態が先行していく様子をうかがうことができる。おそらく平安京において定着する4行8門制の1町宅地は、すでに奈良時代において実態としては各所にみられたのであろう。

第2には、各時期の年代の問題がある。遺構の全体的な年代観は、土器の年代からみるとおおよそⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末と考えることができる。そうすると1町宅地がこれまでの事例よりも古い奈良時代前半に遡る可能性がでてきた。また、Ⅰ期に伴う土器が前半でも古い時期のものであることをみると、平城京造営当初まで遡るのは困難であるとしても、比較的早い時期にこのあたりの宅地が形成されていたとも言える。

ちなみにⅡ期の遺構のうち、S E 3615の側板の伐採年代が、V-4で述べたように年輪年代測定法によって721年と与えられた。このことは、井戸の時期が721年以後であることを示していく以上での年代を限定できるわけではないが、もし伐採後まもなく井戸に使用されたとすれば土器の編年観とは合わない。検討課題としておきたい。

第3に、宅地分割の基準のとり方の問題がある。V-1で詳述しているように、大路・小路の道路心、すなわち平城京の計画線を基準にすると、今回の場合、宅地の区画施設を考えている道路、堀、溝の遺構が分割線上に正確に位置していない例が殆んどである。一方、宅地自体の実長と宅地面積については、計画寸法から求めた数値に近似する場合が多いが、そうでない場合もある。

こういったことは、左京八条三坊九坪などでも同様のことが指摘できる。従来は、近似値をもって何分の1町宅地と考える傾向があった。本書でも基本的には同じ視点で解釈し

ている。しかし、計画寸法との整合性の有無は、それが宅地の規模の大小に関連するのかどうか、あるいは宅地内施設と宅地区画施設の違いに関連するのかどうか、さらには宅地分割の実施にあたっての官の関与の仕方に関連したものであるのか、など重要な問題を含んでおり、今後新たに検討すべき課題の1つである。

第4は、建物規模、配置と宅地内の利用状況の問題である。

建物規模については、大半が桁行3間、梁行3間の大きさで、柱間寸法も5尺～7尺程度の小規模なものが多い。 $\frac{1}{2}$ 町以上の宅地の場合は、未調査地の東側に主屋の存在する可能性があるが、左京八条三坊九坪でも桁行5間の建物を主屋としている宅地は $\frac{1}{2}$ 町以上の宅地に限られている点が注目される。 $\frac{1}{2}$ 町宅地の場合、敷地面積からみて、検出したもの以外に大規模な建物の存在は考え難い。月借钱解にみられる写経生クラスの建物規模はこの程度とみるべきであろう。

建物の棟数についても $\frac{1}{2}$ 町宅地ではⅢ期の宅地が2棟、Ⅳ期の宅地が3棟である。月借钱解の解釈の問題はあるとしても敷地規模からみてこれ以上の棟数は考えにくい。しかし $\frac{1}{2}$ 町宅地では5～6棟が建つ可能性もある。

建物構成で注目されるのは、 $\frac{1}{2}$ 町宅地に存在する純柱建物である。桁行・梁行とも2間の小規模なものであり、どの程度の倉庫と解すべきかむずかしいが、これまで事例として知られていないだけに宅地内の建物構成を知る上で重要であろう。

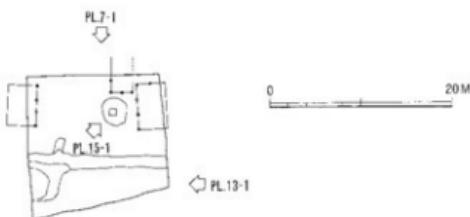
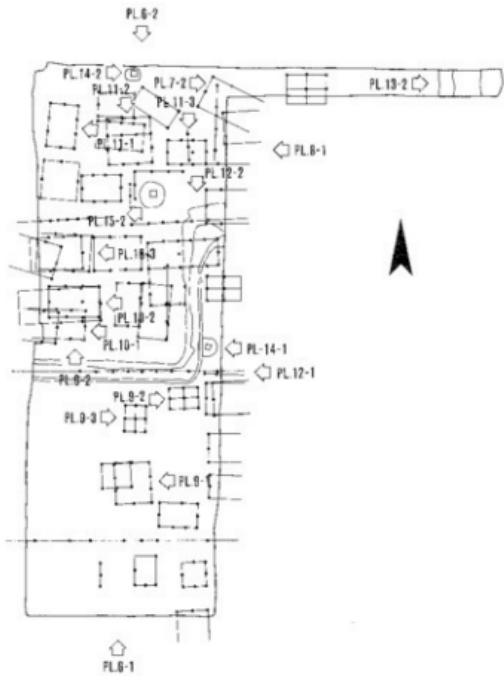
最後に宅地内の利用状況をみておこう。宅地の出入口は、 $\frac{1}{2}$ 町宅地がS F 3705に門を開いているほかは不明であるが、西が堀河であるという敷地の割約から、 $\frac{1}{2}$ 町以上の宅地は東の南北小路に門が開いていたものと推測される。

次に井戸はどうであろうか。京内の宅地は一般的に宅地毎の井戸が確認されているので、井戸のない宅地については東側の未調査地で考えざるを得ない。左京八条三坊九坪でも東の入口を入ったところに井戸を設けているので、井戸の配置については地下水脈との関係で決められたものと考えられる。 $\frac{1}{2}$ 町宅地は逆に西の堀河寄りに置かれたのであるか。

建物配置は、Ⅱ区北半の宅地では $\frac{1}{2}$ 町以上の宅地の場合でも建物の集中している様子がみられるが、南半の宅地は棟数も少なく空閑地が目立つ。東側未調査地の様子が解明されていないので、各宅地毎に全体の配置をみるとできないが、左京八条三坊九坪の例では、入口に近い東側に建物が集中している。とすれば、Ⅱ区北半の宅地については、全体的に建物が配置されていたものと考えられるし、南半の宅地については西側を空閑地として、菜園等に利用していた可能性が考えられる。宅地内の敷地利用と建物配置の多様性をうかがわせる。

以上判明した構造を中心にその成果と問題点を列挙してきたが、いずれにしても小規模宅地の例はまだそれ程多いとは言い難い。わずかな事例で、これだけ多くの問題点の指摘できることを考えれば、今後とも一層の調査例の増加が俟たれるところである。

# 図 版



PL.1 調査地全景

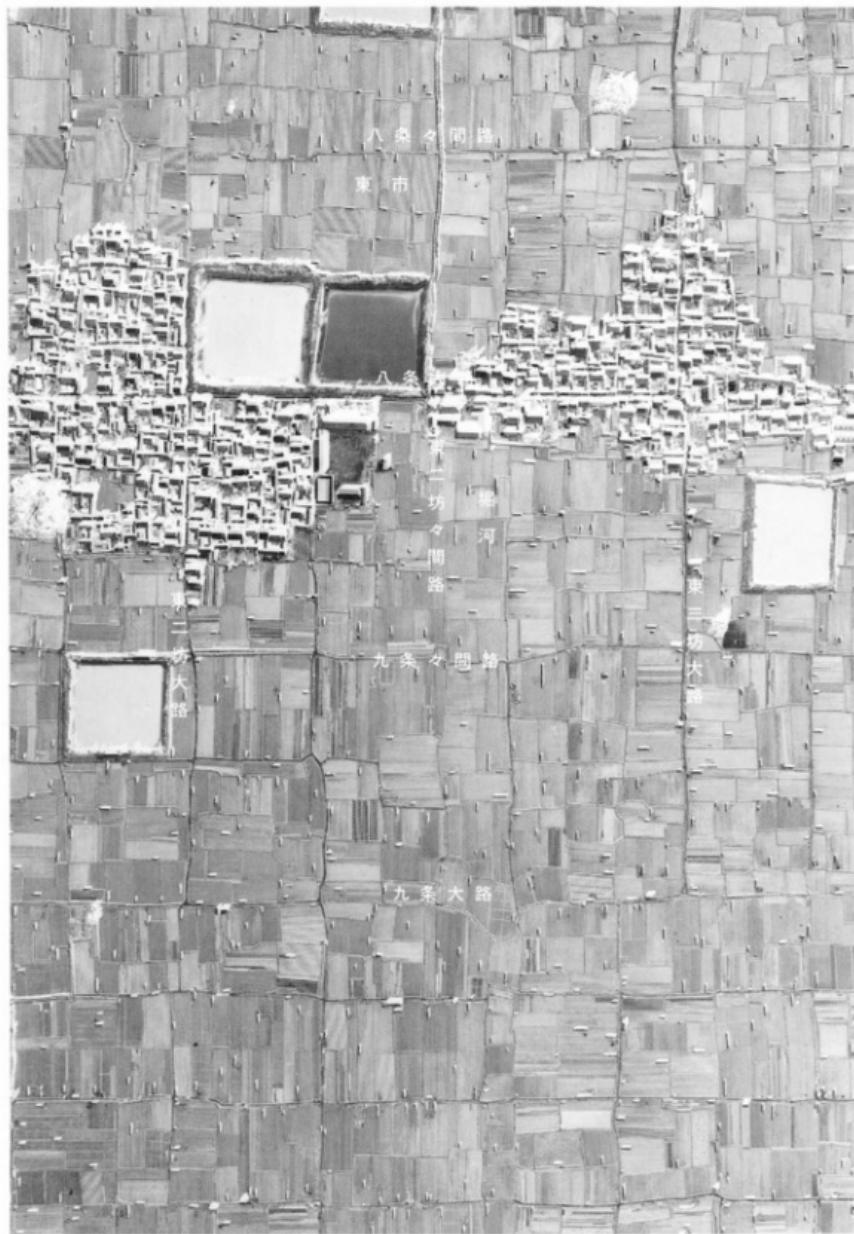


調査地全景 北から



吉町宅地(II区) 東から

PL.2 調査地周辺航空写真 I



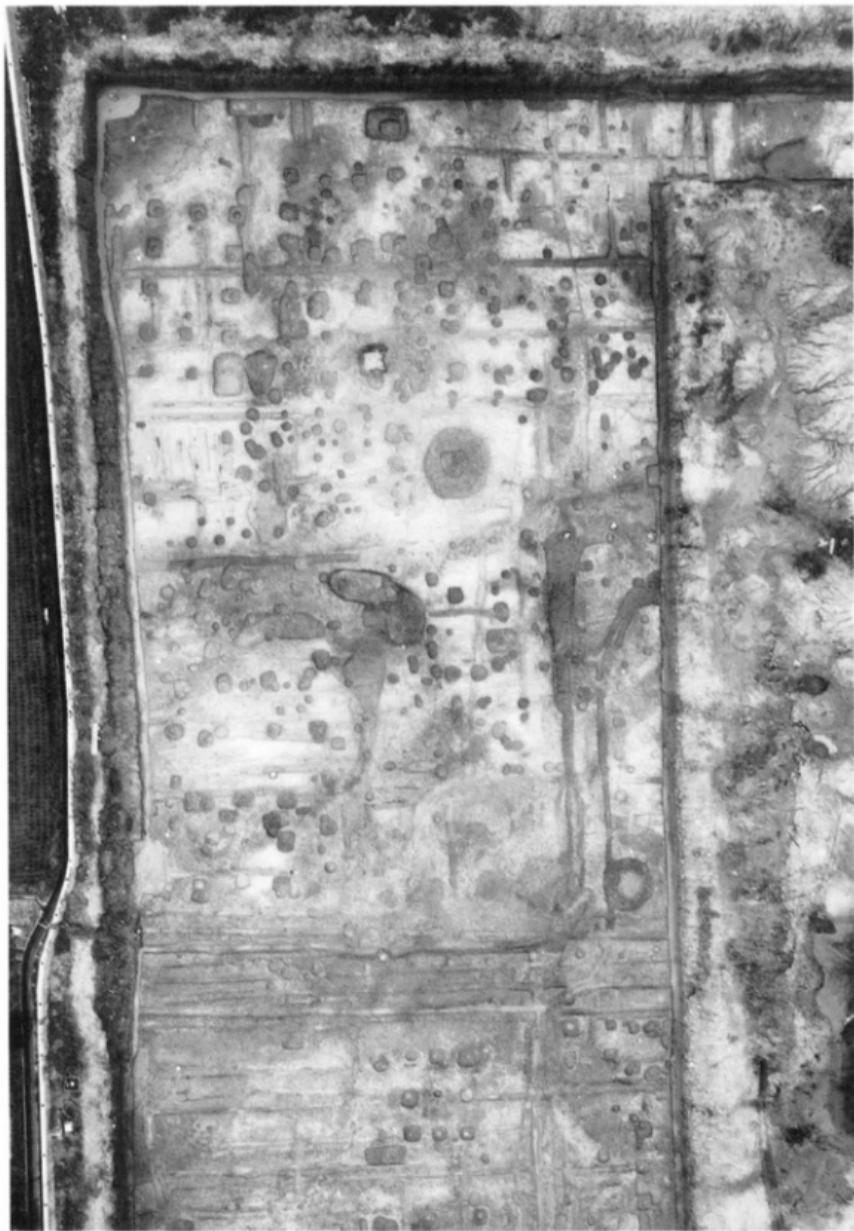
昭和37年撮影 1:6000

PL.3 調査地周辺航空写真 II

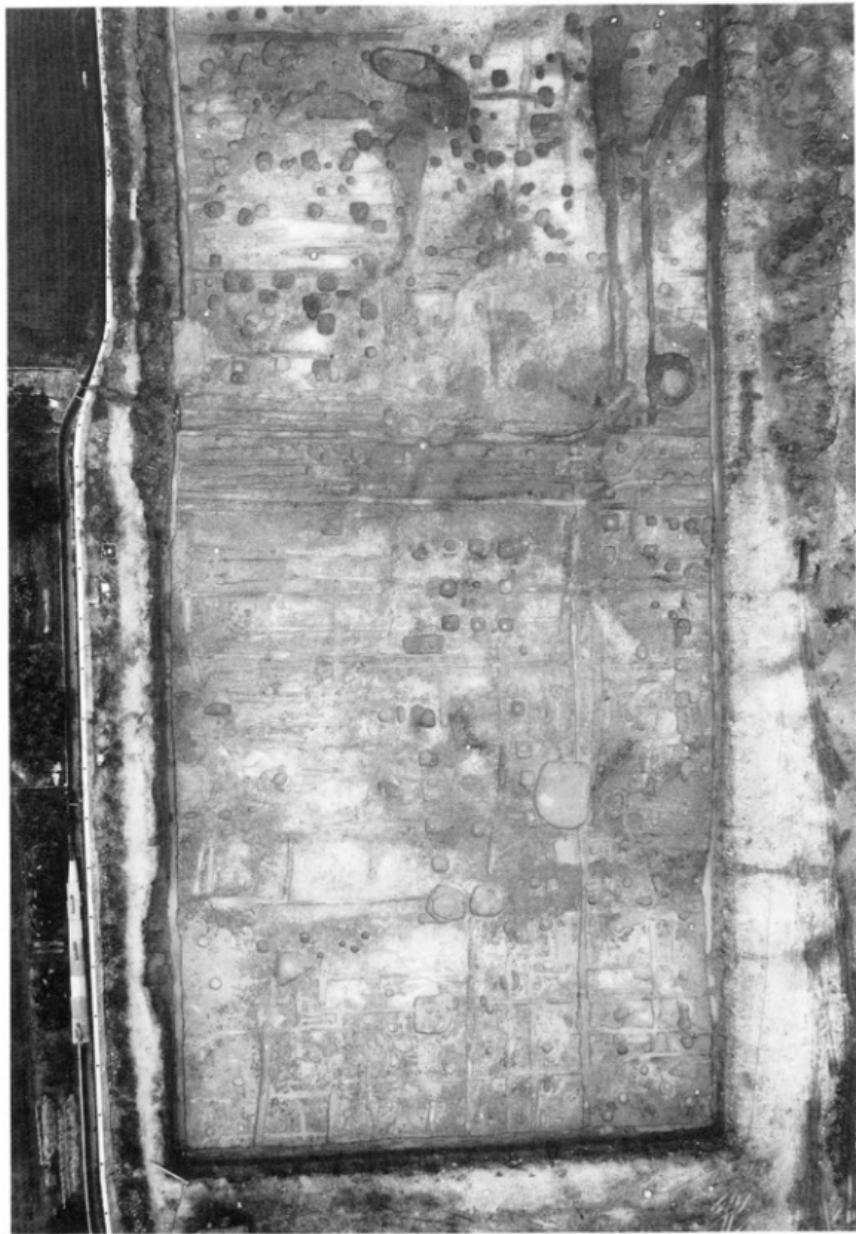


昭和59年奈良市撮影 1:6000

PL.4 II区北半部航空写真



1 : 250



PL.6 II区全景



南から



北から



I区 北から



III区 西から

PL.8 II区北半部遺構



東から



南から



SB3670・3722 東から



SB3668・3669・3680 西から



SB3675・3680 西から

PL.10 建物II



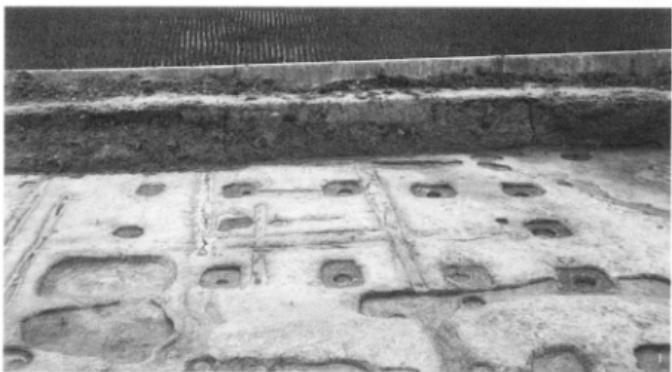
SB3737・3738 東から



SB3739・3740 東から



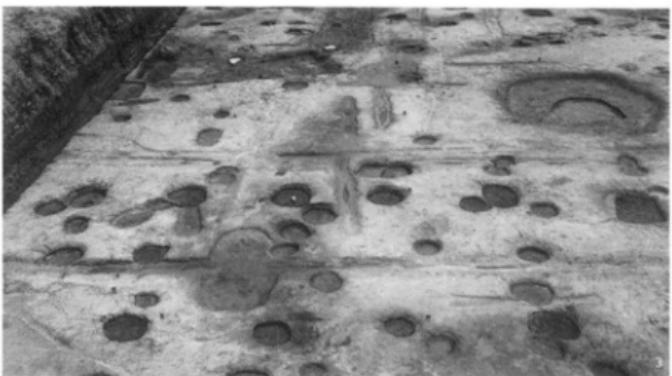
SB3752・3845 東から



SB3761 東から



SB3760・3851 北から



SB3763 北から

PL.12 堀・坪内道路



SA3730・SF3700 東から



SF3705・3710 北から



九条条間路SF2351 東から

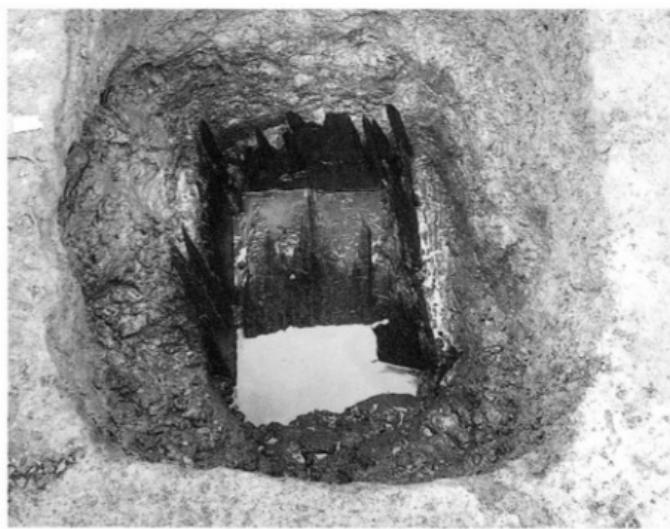


ト・十五坪坪境小路SF3800 西から

PL.14 井戸 I



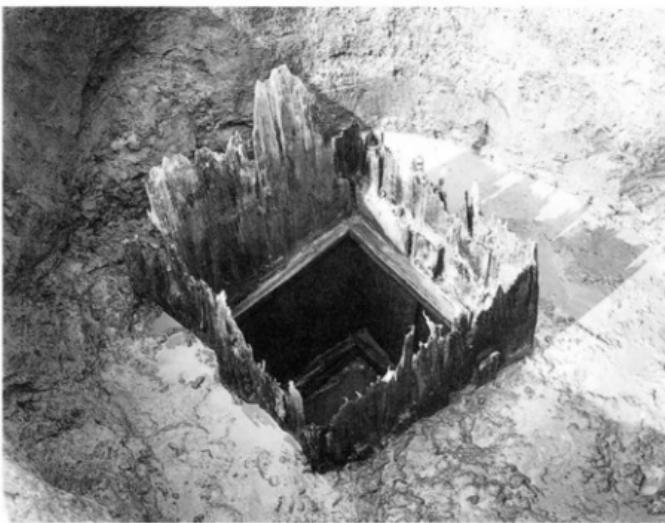
SE3720 東から



SE3765 西から



SE3615 東南から



SE3755 東南から



1. SD2352出土土器

2. SE3615出土土器



1. SE3755出土土器

2. SE3720・3675出土土器

3. SK3640出土土器

PL.18 土器III(完形の壺)



3



4



5

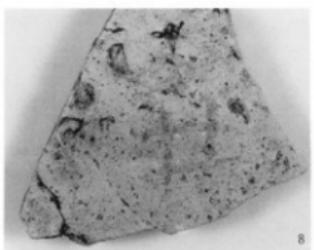
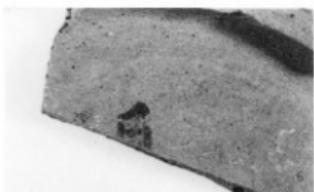


2



7

6.は縮尺1/2、その他のは1/3



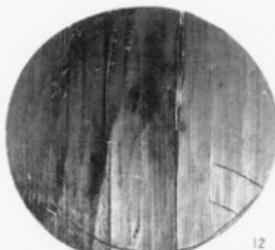
縮尺現寸大



縮尺 1/2(19のみ1/4)



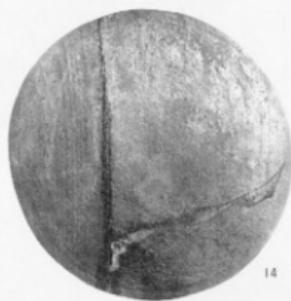
15



12



13



14



16

18

PL.22 金属製品・石製品・井戸枠



銅錢(1/2)



鉄製品(1/2)



鐵石(1/2)



SE3615城下段檻板



下：宝龟二年二月廿四日丈部浜足解  
上：宝龟三年十一月廿七日丈部浜足解

謹解  
申請用傷錢事

金量貫文  
加利用割五寸文

田部國守伍伯文

皆鑿品等事に西院御板金二向

田部國守伍伯文  
貯金三疊共分一取物板金二向

在在室水障三疊

田部國守伍伯文  
貯金三疊共分一取物板金二向

在在室水障三疊

右件錢者限二箇月奉利并將  
進上若期過二人同心質並取沽

進納仍具注狀以解

謹解

寶龜三年十一月廿九日

借金  
進益

早國守

借金  
進益

依空印

出此等  
事

右件之物借二年六十八文  
廿九年八月二十日

其空印

其空印

其空印

其空印

其空印

其空印

謹解  
申請用傷錢事

合浦伯文  
津百割十三文

質物家一疊  
在在室水障均  
無銀屋用

田部國守  
金人達足二百文

親內連真公立百文

右件錢限三箇月二人同心死生

無聞奉利并將進納今以狀

謹解

寶龜三年十一月廿九日

借金  
進益

早國守

借金  
進益

依空印

出此等  
事

右件之物借二年六十八文  
廿九年八月二十日

其空印

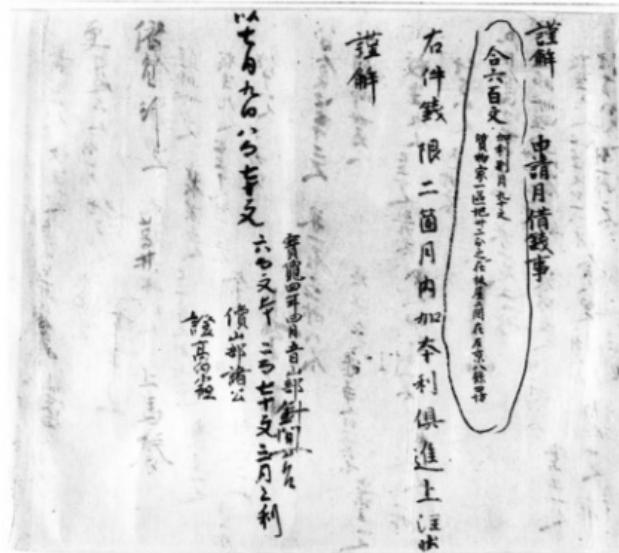
其空印

其空印

其空印

其空印

其空印



右下..宝龟五年二月十日大宅首童子解  
右上..宝龟四年四月五日山部針間方呂解  
左下..宝龟三年十二月廿九日他田舍人建足・桑田速真公解  
左上..宝龟三年十二月廿八日田部国守・占部忍男解



## 平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告

---

1986年3月25日 印刷

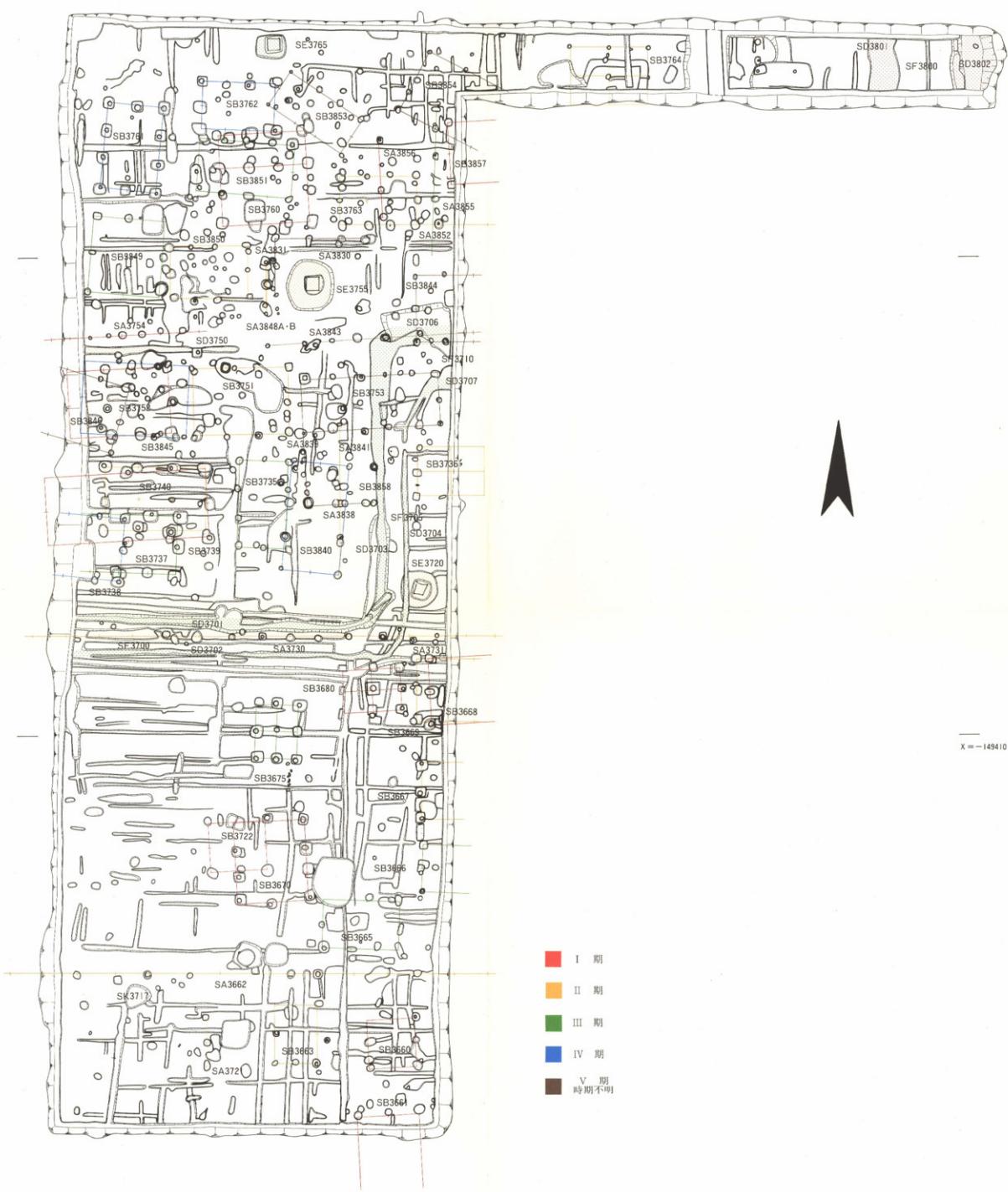
1986年3月31日 発行

編 集 奈良国立文化財研究所  
奈良市三条町2丁目9番1号

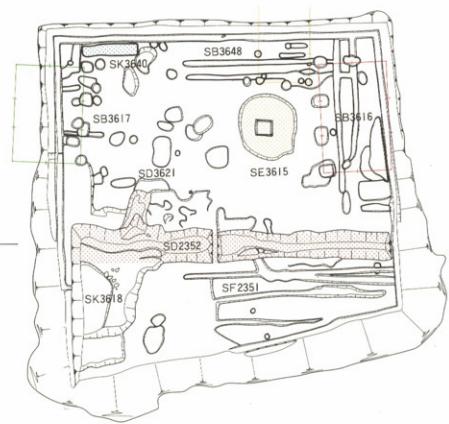
発 行 奈良県教育委員会  
奈良市登大路町

印 刷 関西プロセス  
京都府京都市伏見区山ノ内山ノ下町13

---



0 10 20M



X = -149470

Y = -17120

